

早稲田大学文学学術院所蔵

# 木下尚江資料集

第一集

「論説草稿」

2010・2

早稲田大学

国際日本文学・文化研究所

W I J L C

## はしがき

### 「木下尚江資料」第一集の内容

ここに「木下尚江資料集」第一集として刊行するのは、尚江の子息木下正造氏より早稲田大学が譲り受け、現在文学学術院が所蔵する「木下尚江資料」のうち、「論説草稿」として分類されているものの一部分である。一編を除きこれまで未発表のものであり、いずれも教文館から刊行された『木下尚江全集』全三十巻（一九九〇～二〇〇三年）に未収録の資料である。

これまで、早稲田大学文学学術院所蔵「木下尚江資料」のうち、整理がすんでいたものについては、「早稲田草稿」の名で、『木下尚江全集』第十九巻（二〇〇三・一二、九州大学教授清水靖久氏の編集）に紹介されている。今回紹介する資料は、そこに収録されていない未公開のものである。

### 整理番号について

早稲田大学文学学術院所蔵の「木下尚江資料」のうち、整理がすんだものには、資料ごとに四桁の番号が付されており、その四桁の数字に続けて、二桁の数字で画面番号が示されている。デジタル画像に収録した折、例えば、「松本禁酒会宣言書」の場合は、「2008」が資料番号であり、全体を三面の画面に収録したので、「200801」から「200803」となっている。本資料集では、それぞれの資料に、

はしがき

この六桁の番号を添えることとした。

### 翻刻の方針

翻刻に当たっては、すでに翻刻がある資料一編については、それを尊重してそのまま収録し、新たに翻刻したものについては、使用の便宜を考慮し、『木下尚江全集』での翻刻方針に倣い、次のようにした。

- 1 活字の大きさ・書体は統一し、漢字の字体については、常用漢字表にあるものはその字体（新字体）を用いた。
- 2 助詞「ハ」「ニ」のカタカナ表記はそのまま生かし、変体仮名・合字などは通用の文字に改めた。踊り字は原文通りとした。
- 3 句読点は原文通りとした。ただし、尚江の草稿の大部分には句読点がほとんどないので、その場合は、文の最後の句点に当たる部分に一字分の空白を補った。
- 4 明らかな誤字・脱字は訂正した。
- 5 改行は原文通りとした。改行後の一字下げは、尚江の草稿では用いられていないので、原文通りとした。
- 6 尚江の文章には、民族的・社会的差別にかかわる用語の使用が見られる。本集では、歴史的事実を正確に捉え、差別を克服していくことが重要な課題であるという認識の下に、原文のまま

収録した。

草稿の一部には、尚江自身の手によって読み仮名が付されているものもあるが、今回は全て省略した。また、尚江自身の手によって抹消された一節も部分的に存在し、解読できる部分もあるが、今回は最終の形を示すだけにとどめた。

資料の面影を少しでも伝えることが出来るよう、冒頭のページなど、代表的な部分の図版を添えた。

(二〇一〇・二、中島国彦)

Waseda University, Faculty of Letters,  
Arts and Sciences Collection  
Kinoshita Naoe Research Materials

Collection #1

Article materials not included in Collected Works

Kinoshita Naoe (1869-1937) was an eminent social activist and novelist of the Meiji period. In 1955 Waseda University was able to obtain from Naoe's family manuscripts and other materials that he left behind. This was in large part due to the trust that Naoe had in Professor Yanagida Izumi during his lifetime. The cataloguing and exhibiting of these materials has been taken over by successive members of the faculty of literature beginning with Professor Inagaki Tatsuro. The portion of materials catalogued as of 2002 was provided to the *Kinoshita Naoe Zenshu*, from Kyobunkan, and was published in 2003 as part of Volume 19.

Cataloguing has continued and a large amount of material has become available. On this occasion, the publication of Collection #1 of Kinoshita Naoe Research Materials consists of manuscripts of articles, none of which are included in his collected works. After graduating from Tokyo Senmon Gakko, the precursor of Waseda University, Naoe passed the bar examination and practiced law in his hometown in Matsumoto, Nagano prefecture, and the materials here are writings from the period 1893 to 1897. Many of these were never published in newspapers or magazines, and they convey the thinking of the young Naoe regarding politics, economics, society and religion. Additional materials will be introduced hereafter, and the major materials will be made available via digital image and posted on the website.

Waseda University  
International Institute for Japanese Literature and Culture  
(WIJLC)

## 二〇〇九年度「木下尚江資料」作業グループ

資料整理・統括

中島国彦（早稲田大学文学学術院教授）

資料翻刻

宮坂康一（早稲田大学大学院文学研究科博士課程）

金子亜由美（同）

大貫俊彦（同）

解 璞（同）

中島国彦

\*本資料集は、早稲田大学の二〇〇九年度特定課題研究「一般助成」の「文学学術院所蔵『木下尚江資料』の整理およびデータベース化に関する基礎的研究」（課題番号・2009A-015）の成果の一部である。また、二〇〇九年十一月からスタートした早稲田大学「重点領域研究」の「世界と共創する新しい日本文学・日本文化研究」（実施・早稲田大学国際日本文学・文化研究所）の、「メディア・書物・注釈プロジェクト」の活動成果の一部である。

第一集 「論説草稿」 目次

はしがき	1
目次	6
解題	8
松本禁酒会宣言書	13
人の罪にて候	15
〔人性 政治 国家〕	18
国民道徳の真相	35
〔憲法トハ国家ト云ヘル〕	39
〔先づ洗礼を伝道の精神ニ施すべし〕	45
経済的進歩と我國民思想（抹消部分）	49
〔水ハ必ず低きニ向て〕	52
〔物理学を学ぶものハ〕	54
〔立ちて海面を見渡せバ〕	56

魔風ハ農民の子弟を捲かんとす	62
女優を思ふて芸妓ニ及ぶ	64
〔余ハ一個の読書生を以て〕	67
社会主義鎮圧	70
基本	74
再建	75
基督教と婦人	77
日本国民の天職を論じて発刊の辞ニ代ふ	81
〔昔の大伝道者は〕	86
〔誰れか文章を末枝なりと云ふや〕	88
〔今より後余輩が論議せんとする所〕	90
〔露西亞が南の方〕	92

## 解題

中島国彦

一八九三年（明治二六）一月に代言人（弁護士）試験に合格し、間もなく松本に事務所を開いてから、一八九七年（明治三〇）十月に県会議員選挙に関する疑獄事件で拘引されるまでの、木下尚江の松本での在郷時代については、これまでその時代の資料が乏しいこともあり、必ずしもその実態が知られていなかった。代言人としての活動の他、郷土の新聞や雑誌への寄稿による言論活動も盛んであったはずであるが、舞台となった新聞「信府日報」「信濃日報」などが容易に見られないため、その内実は今もって定かではない。

尚江の在郷時代については、柳田泉『日本革命の予言者木下尚江』（一九六一・五、春秋社）に簡明に跡づけられているが、「信濃日報」時代をめぐって、柳田泉はこう紹介する。

このころの尚江は、日報にどんなものを書いていたか。かんじんの新聞が見られないので、まず想像するより外ないが、彼の残した反古類の中に、この

ころの論説原稿らしいものが多少散見しているの  
で、ほぼわかる。それらを少しあげてみると、「国  
民道德の真相」、「先づ洗礼を」云々、「婚姻トハ何  
ゾヤ」、「今日世人」云々、「物理を学ぶものは」  
云々、「立ちて海面を見渡せば」云々、「魔風ハ農民  
ノ子弟ヲ捲カントス」（戦後の淫風）、「女優を思ふ  
て芸妓に及ぶ」、「余ハ一個ノミ」、「基督教と婦人」、  
「昔の大学者は」云々、「往古仏教徒」云々、「誰レ  
カ文学を末枝なりと云ふ」云々、「露西亞が南の  
方」云々などというものがある。「社会主義鎮圧」、  
「再建」などは、あるいは少し後のものでもあろう  
か。信濃日報の外に、種々なものにも寄稿したらしく、「経済的進歩と我國民思想」を『実業の友』と  
いうものに、「日本國民ノ天賦ヲ論ジテ発刊ニ代  
フ」を『新評論』というものに送っている。それら  
も松本で出ていたものか、それとも他のどこかで出  
ていたものか。東京ではなさそうである。そのほ  
か、前に述べたが、著述の志もあつたかして、無題  
ながら、第一章—人性、第二章—政治、第三章—国  
家と小別けしたもの、「憲法ト国家」と題したもの  
がある。別に「徳川慶喜君を思ふ」というものが二

種残っているが、これも著述のほうに入るべきものであるうか。思想家尚江の歴史好きが見えていて面白。

ここで柳田の言う「彼の残した反古類」が、早稲田大学文学学術院所蔵「木下尚江資料」である。今回「全集未収録論説草稿」として紹介するものほとんどが、ちょうどその時期のものであり、明治二十年代後半の尚江の思想を如実に伝えるものとなっている。以下、一編ずつ解説する。

松本禁酒会宣言書 (200801-200803)

まだつなぎ合わせていない巻紙用紙二枚 (16.4×51.0cm、及び16.4×41.0cm) に墨書。一枚目は半分ほどで終わり、以下余白。

一八九一年から翌年にかけて高まった松本における禁酒運動については、尚江の書き残したいくつかの資料が存在する。整理がすみ、教文館版『木下尚江全集』第一九巻に提供された「貧民と禁酒主義」「禁酒主義二対スル妨害」は、すでに活字化されており、ここに紹介する。「松本禁酒会宣言書」は、その関連文献の一つである。

尚江は、東穂高禁酒会で「禁酒主義の妨害」という演説(一八九二・一・二〇)を試みているが、こうした関連

資料を駆使して、この時期の尚江の禁酒運動との関わりを分析したものととして稲垣達郎「木下尚江の『禁酒主義二対スル妨害』(一九六一・一二)「武蔵野ペン」6」と

「木下尚江遺文―貧民救助と禁酒主義・松本禁酒会宣言書」(一九六二・一二)「同」7)があり、いずれも改題の上、「稲垣達郎学芸文集」三(一九八二・七、筑摩書房)に収録されている。ここでは、執筆時期を、早くて一八九一年秋、遅くて一八九二年秋と推定している。

この「松本禁酒会宣言書」は、後者の論文で一度翻刻されているが(そこでは句読点を付し、抹消部分までわかるような形で翻刻が試みられている)、全集未収録となっている。本集には稲垣氏の翻刻を尊重し、そのまま掲げた。( )は消しの部分、傍点は( )の部分の修正語句、( )は挿入語句で、( )だけの所は消してすぐ下へ続くことを示す。なお、もう一つの関連文献である「貧民救助と禁酒主義」は、すでに同じ論文で稲垣氏の手による翻刻があるが、これも全集未収録なので、本資料集の「第二集」で紹介する。

人の罪にて候 (200901-200908)  
「東京市京橋区五郎兵衛町式式金尾文淵堂原稿用」と右下に記載のある二十二字十行二面の赤褐色罫の原稿用

紙(和紙、24.4×32.8cm)四枚に墨書。読点が付されている。文章の途中で一行空いている部分のみられるが、翻刻では追い込みとした。署名は「茨城原龍ヶ崎 悲歌生」となっているが、柳田泉の、「先生ノ字ナリ」というメモが残されている。

〔人性 政治 国家〕(201801-201841)

松本の文具店鶴林堂の、「鶴林堂印刷」と右下に記載のある十二行二面の赤褐色原稿罫紙(和紙、24.2×32.2cm)二十一枚に墨書。冒頭一枚右(201801)に概念を分類した図、左(201802)にメモ風の七行の記述がある。全体が、「第壹章 人性」(201803-)「第貳章 政治」(201820-)「第參章 国家」(201833-)の三つに分けられている、この時期の長大論文である。冒頭一枚右の面のみ、活字で翻刻せずに写真版で掲げた。仮の表題には、「人性」「政治」「国家」の三つの語を並べた。国民道德の真相(202101-202108)

「鶴林堂印刷」と右下に記載のある十二行二面の赤褐色原稿罫紙(和紙、24.2×32.2cm)四枚に墨書。

〔憲法トハ国家トニケル〕(202201-202212)

「鶴林堂製」と右下に記載のある十三行二面の赤褐色原稿罫紙(和紙)三枚と、「第二章 臣民ノ権利義務」

以降は、それとは別種の「鶴林堂印刷」と右下に記載のある十二行二面の赤褐色原稿罫紙(和紙)三枚に墨書。それぞれ三枚ずつが、こよりで綴じられて伝わっている。ここでは、六枚で一つの資料として処理した。

先づ洗礼を伝道の精神ニ施すべし(202601-202608)

「鶴林堂製」と右下に記載のある十三行二面の赤褐色原稿罫紙(和紙)四枚に墨書。欄外に、「明治廿九年十一月」と記載。

経済的進歩と我國民思想(202701-202719)

前半の「経済的進歩と我國民思想」は、「鶴林堂製」と右下に記載のある十三行二面の赤褐色原稿罫紙(和紙)五枚と、「鶴林堂印刷」と右下に記載のある十二行二面の赤褐色原稿罫紙(和紙)一枚に墨書。欄外に、「明治廿九年十一月」「実業之友原稿」と記載。後半の「経済的進歩と我國民思想(続)」(202712-)の部分は、「鶴林堂印刷」と右下に記載のある十二行二面の赤褐色原稿罫紙(和紙)四枚に墨書。文末に、「(完)」とある。

柳田泉の指摘以後の時点で、雑誌「実業之友」(諏訪実業雑誌社発行、一八九七・一〜四、四号まで確認、五号以下の刊行は未詳)が発見され、山田貞光編集の「木

『下尚江全集』第一二巻（一九九六・七）に、第一号（一八九七・一）および第二号（同二）に連載された「経済的進歩と我國民思想」が収録されている。実業を中心とした地方の総合雑誌である「実業之友」については、全集の「解説」に詳しい。同題の自筆草稿を検討してみると、雑誌掲載文とはほぼ同文であり、改めて全文の翻刻は試みない。ただし、「経済的進歩と我國民思想」原稿の四枚目（202707）八行目以下の部分を抹消する処置が取られている。その部分に興味深い内容が存在するので、今回はその抹消部分のみ紹介することとした。

〔水ハ必ず低キニ向フ〕（203001-203004）

「鶴林堂製」と右下に記載のある十三行二面の赤褐色原稿用紙（和紙）二枚に墨書。

〔物理学を学ぶものハ〕（203101-203104）

「鶴林堂製」と右下に記載のある十二行二面の赤褐色原稿用紙（和紙）一枚に墨書。

〔立ちて海面を見渡せば〕（203201-203214）

「鶴林堂製」と右下に記載のある十三行二面の赤褐色原稿用紙（和紙）一枚に墨書。

魔風ハ農民の子弟を捲かんとす（203401-203402）

二十三字十八行の赤褐色野の原稿用紙（和紙、22.7×

29.6cm）二枚に墨書。署名「浩歎生」。

女優を思ふて芸妓ニ及ぶ（203501-203506）

二十一字十八行の赤褐色野の原稿用紙（和紙、22.7×29.6cm）六枚に墨書。署名「ハかげ生」。

〔余ハ一個の読書生を以て〕（203601-203604）

「魔風ハ農民の子弟を捲かんとす」と同じ二十三字十八行の赤褐色野の原稿用紙（和紙）四枚に墨書。

社会主義鎮庄（203701-203721）

「人の罪にて候」と同じ「東京市京橋区五郎兵衛町貳式金尾文淵堂原稿用」と右下に記載のある二十二字十行二面の赤褐色野の原稿用紙（和紙）十一枚に墨書。朱墨で一部ルビが付されている（今回の翻刻では省略）。欄外に「心配御無用 木下尚江」と記されており、左上に「新生活」というゴム印の赤スタンプが押されている。朱墨による「三号」「ゴシック」などの印刷の指定も見られ、雑誌に掲載されたものと推定される。読点が付されており、文章の途中で一行空いている部分もみられるのも、「人の罪にて候」と同じである。

基本（203801-203805）

「社会主義鎮庄」と同じ「東京市京橋区五郎兵衛町貳式金尾文淵堂原稿用」と右下に記載のある二十二字十行

二面の赤褐色罫の原稿用紙（和紙）三枚に墨書。朱墨で一部ルビが付されている（今回の翻刻では省略）。左上に「新生活」というゴム印の赤スタンプが押されており、朱墨による「三号」などの印刷の指定も見られ、「社会主義鎮庄」の姉妹編といった感じである。

再建（203901-203908）

これも同じ「東京市京橋区五郎兵衛町式金尾文淵堂原稿用」と右下に記載のある二十二行十行二面の赤褐色罫の原稿用紙（和紙）四枚に墨書。「新生活」というゴム印の赤スタンプや、朱墨による印刷の指定などは見られない。読点は付されているが、ルビは付けられていない。

基督教と婦人（204001-204003）

「光琳堂製」と左下に記載のある十二行二面の薄緑色

原稿罫紙（和紙、24.7×34.1cm）三枚に墨書。

日本国民の天職を論じて発刊の辞二代ふ（204101-204112）

「鶴林堂製」と右下に記載のある十三行二面の赤褐色

原稿罫紙（和紙）六枚に墨書。

【昔の大伝道者は】（204201-204204）

「鶴林堂印刷」と右下に記載のある十二行二面の赤褐色

原稿罫紙（和紙）二枚に墨書。

【誰れか文章を末枝なりと云ふや】（204301-204304）

「鶴林堂製」と右下に記載のある十三行二面の赤褐色

原稿罫紙（和紙）二枚に墨書。

【今より後余輩か論議せんとする所】（204401-204404）

「鶴林堂製」と右下に記載のある十三行二面の赤褐色

原稿罫紙（和紙）二枚に墨書。

【露西亞が南の方】（204501-204508）

二十行二十三行の赤褐色罫の原稿用紙（和紙、22.3×29.6cm）八枚に墨書。

200801-200803

松本禁酒会宣言書

松本禁酒会宣言書

情々我が地方の近況を察するニ、大ニ禁酒主義に反りて、  
 社会機運の然らしむる所なるべしと雖も、亦た余輩  
 微力者の号叫が、幾分の刺激を与へたることなしと  
 云はんや。余輩ハ爾かく感ずる者から愈々発奮興起  
 するの要あるを覚ゆるなり。余輩が同志と松本禁酒  
 会を結びしハ、其の日尚ほ浅くして未だ一年ニ満た  
 ず。余輩が素志ハ、元より社会上の運動を試むるニ  
 ありしと雖も、未だ基礎さへも鞏らざるニ、軽々し  
 く打ち出でんことの良策ならざるを思ひしかバ、自  
 ら（世上ニ紹介するをバ）好で世上の知を得んこと  
 を求めざりき。去れバ我が松本禁酒会の性質組織を  
 知らざるハ言ふまでもなく、松本の地ニ禁酒会ある  
 さへも知らざるの人多きことを信するなり。然れ  
 共、我が団体も、今ハ大ニ進み来れるを自ら覚ゆ。  
 而して（今日の）目前の好機運ニ際会す。豈ニ何時  
 までか我が本懐を表白して自ら世上ニ紹介するを躊  
 躇すべきや。  
 個人ニ就て之を云ふも、社会ニ就て之を云ふも、

飲酒の弊害多きことハ、世人の能く知る所なり。個人  
人の墮落を救ふが爲めに、社会の敗類を濟ふが爲  
に、禁酒の必要あることハ、誰とて拒む者ハあらさ  
るべし。(然れども) 知て而して之を行ハざる者の  
滔々たる天下の通情なるハ何が故ぞや。茲ニ於てか  
余輩ハ遂ニ肉体を健ニシ、精神を潔ニシ、実利を進  
め、徳義を發達せしむるが爲めに、禁酒主義(を唱  
導) 会を組織するの已むべからざるを發見す。

苟も飲酒の害を知て、躬先づ之を禁じ、進で沈溺  
せる同胞を救ハんとの愛心を有するの人ハ、皆な是  
れ余輩の提携して共ニ斯道ニ進まんと願ふ所の人な  
り。世上幾多の禁酒会の中ニハ、或る一派の宗教信  
徒の結合ニ成れる者なきニあらず。是等の者ハ其の  
目的の可なるニ拘らず(之を) 其の組織の性質とし  
て弘く人を容る、能ハざる者あり。従て、此れが目  
的を達するの上ニ就て、障害多きを免るべからず。  
謂ふニ宗派的ニ禁酒会を結ぶ者ハ、此れ禁酒主義を  
唱ふ者の本務を忘れたるニあらずとせんや。蓋し、  
禁酒の事たるや元と宗派的事業ニあらず。宗教の者

たる、精靈の救済ニあるが故ニ、禁酒の如きも、亦  
た従て其の論題中ニ入り来るべしと雖も若し夫れ  
(誤を) 一宗派と密接の關係を持たしめて之を唱ふ  
るが如きあらんか、信徒に向て之を説く可なり、広  
く社会に対して言ハんことハ余輩其の誤れるを感す  
るなり。开ハ禁酒ハ、純然別個の問題なればなり。  
只だ夫れ宗教家の如き、教育家の如きハ、其の職務  
上の責任として、必ず禁酒主義を賛成せざるべから  
ざるを信ず。余輩ハ、實ニ此等(の) 人士の賛助協  
力を得て、益々我が主義の拡張を図かるを望むこと  
切なり。松本禁酒会ハ實ニ此の宏量を有して此の抱  
負を持つる者なり。

今や我が国ニ於て、道德の頹廢を歎じ、風俗の紊  
乱を慨する者少なからず。然れ共、余輩ハ、彼等之  
を慨歎する者及び風教改(良) 進の局ニ当る人々ニ  
して、却て自ら罪惡中ニ浮沈し居る者(の寧ろ) 多  
数ならずやとの感なき能ハざるなり。千万の議論ハ  
一の実行ニ如かず。若し夫れ真ニ社会の改良進歩を  
希圖するの士あらば、何ぞ(総て) 罪惡の挑動者た

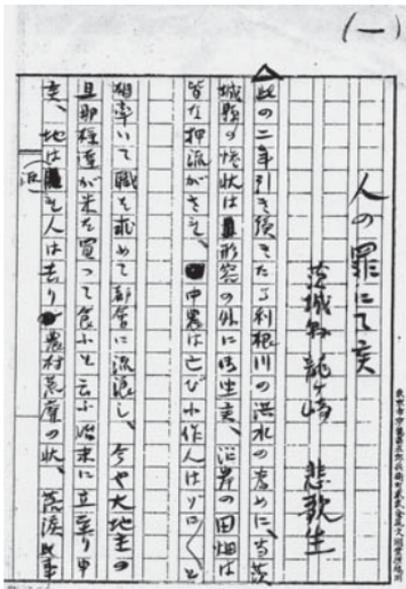
り、教唆者たり、幫助者たる酒液禁絶の拳を賛げさるや。言ふなかれ、禁酒の如き一小事業ハ、之を顧るの餘暇なしと。是れ豈ニ（自ら飲酒の毒中ニ陥りて）心身総て飲酒の浸染する所となりて、自ら之を悟らざる者の言（のみ）ニあらざらんや。（又た豈ニ）若くは皮相の觀察のみニ走りて、社会実体の関聯を知らざる者の言ならずとせんや。余輩ハ、実ニ社会改良の最捷路ニして、然かも効験の最も著大なる者として、禁酒（事業）主義を唱導する者なり。今や余輩自ら計らず、微力を協合して我が主義の擴張ニ奔走するニ当り、我が松本禁酒会の目的及び性質を宣言し、大方識者の賛助を求むること此の如し。

松本禁酒会

200901-200908

人の罪にて候

茨城県龍ヶ崎 悲歌生



△此二年引き続きたる利根川の洪水の爲めに、当茨城県の惨状は形容の外に御坐候、沿岸の田畑は皆な押流がされ、中農は亡び小作人はゾロ／＼と相率い

て職を求めて都会に流浪し、今や大地主の旦那様達が米を買つて食ふと云ふ始末に立至申候、地は濡れ人は去り農村荒廢の状、落涙此事に存候、

△県庁にても免租税の増加し、租税のガタリと減少したるに喫驚致し、人民中より治水委員と申すものを選任し善後策を講究することに相成候、

△治水費の莫大なる増加の爲めに、県会の中に自然山岳党と河川党と相起り、山岳地の議員等は之を拒絶せんとし、沿岸人民大拳示威運動を潰し候など一方ならぬ騒動相醸し申候、

△然れども洪水は過去二年にて終はるものにあらず、農民等は今年の洪水を予期して不安至極に候、破壊の堤防未だ回復せられざるに、大水再び来る、災害は年毎に拡張せらるべし、然れども百姓等只だ之を「天災」とあきらめ、又た策の出づる所を知らず、悲憤此事と申すべし、

△古老の話を聴くに、利根川の出水は之を以前に比

して、今日は短時間に俄然押し寄せ来ることに相成候由、以前は霖雨の期にも徐々に出水致候ひしかば、水防の手順も整い、又た真の効力も有之候ひしが、今日は雨が降れば直に大水押し来り候故如何ともするを能はず、

△偕て斯く今昔の相違は何に原因するやと相尋ね候処、県庁の技師先生は『地球が段々冷へるからだ』との御講釈にて候、果して此の如く自然の作為に候や、自分等には大疑問にて御坐候、

△今日の洪水の最大原因は水源山林の濫伐に在るは明々白々にて、地球の冷却には無之候、故に水源の涵養を軽忽に付し置きて、徒らに堤防を築き、河底を浚渫致候とも、是れ大金を海に棄て候のみにて寸切も可無之候、然るに利根川の水源問題と相成候時は、直に足尾銅山と申すもの出現致候爲め、到底尋常一様のことにては解決を見るを能はざるべし、足尾銅山は畜に鉍毒の爲めにのみ問題なるに非ずして、実に利根川水源の濫伐一件の爲めに大問題なる

にて候

△去れば利根川の治水問題を一考致候に於ては「足尾銅山停止」の要直に發生仕候、足尾銅山には日本政府の一指も触るゝを能はず、然れば県庁などが騒ぎ立て候治水研究会など、元より何の価値もあるべからず、

△洪水は乞食を造り申候、一昨年之暮、被害地の百姓は餅をつくをも出来ざれば、老若男女群をなして被害なき地方へ乞食に出掛け申候、皆な氣の毒に思ひて餅など与へ候ひしかば、案外にも多き貰ひ物有之、昨年之如きは乞食の群一層相殖え申候、悲愴の儀に御坐候、

△斯かる災害に際しては田地なきものは却て安氣に御坐候、或は東京などへ何か労働を捜しに參るもあり、或は堤防工事の人足に雇はれるもあり、平生の労働生活の徳には、何か忍んで糊口の途を求め候得共、平素遊食の大地主などは狼狽措く所を知らざる有様にて候、小作人は四散して耕すものなく、抵当にして金を借りようと思へど銀行は貸さず、売りた

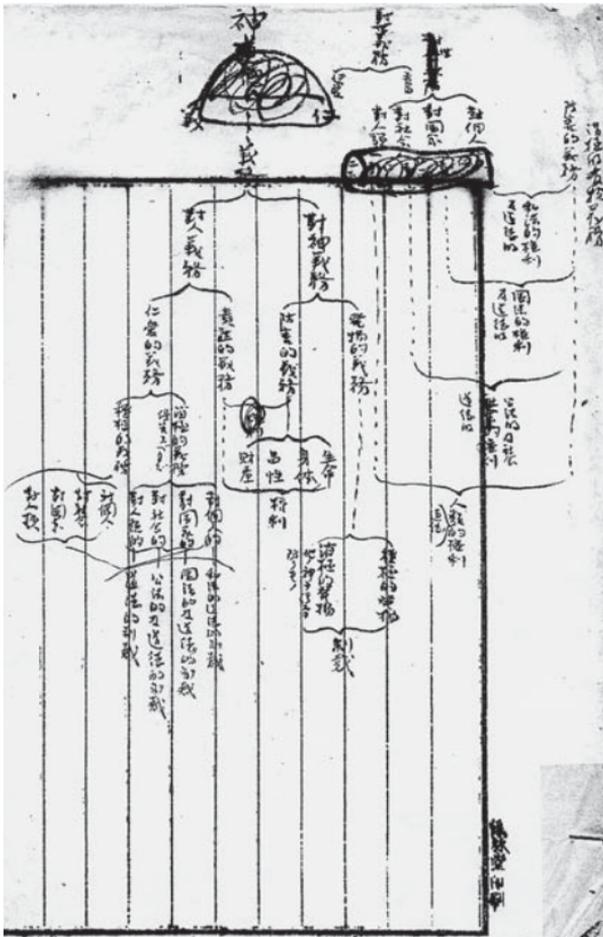
いと思へば、收穫なき危険の田地とてペラ棒な安値を付けられ、此俵にて尚も洪水相続き候は、利根の沿岸は砂漠と相成る外無之候、是れ果して誰の罪ぞや、

△当所の肥料商の如き破算仕候、昨年は秋の收穫を目的に貸付け候ひしが、又も洪水にて百姓は肥料代を返済する所の騒でなく、実にミヂメにて候、

△堤防工事に雇はれて女達が声を揃へて謳ふ俚歌の、利根の河浪に響く所、一きは悲哀に候、

△利根川の洪水は断じて天災に非ず、正に明に資本家政治の罪惡の証明に御坐候、

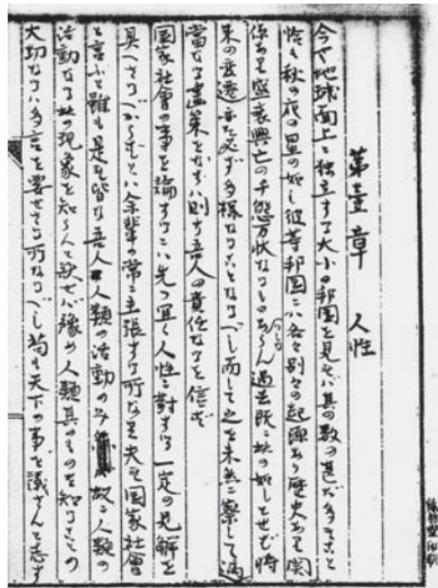
「人性 政治 国家」



アリストートル「人性元ト相愛ス 故ニ相集リテ邦  
国ヲナスハ天理ノ自然ナリト

ホツプス「人々唯自己ノ利ヲ図リテ他ヲ知ラズ 故  
ニ相悪ムコト天性ニシテ皆相集マリテ国ヲナスハ亦  
利益ヲ図ルガ為ナリ 決シテ相愛スルニアラサルナ  
リ

ホツプスノ国家契約説ハ遂ニ君主神権論ニ終ハレリ  
ホツプスガ社会契約説ハ人ガ他人ニ対シテ無限ノ力  
ヲ用フヲ得ルノ根本説ナルガ故ニ其各人ヲ調和スル  
ノ権ヲ或ル一人ニ委託スルニ於テモ即チ無限ノ権力  
ヲ委託スルコトトナル故ニ其委託ヲ受ケシ君主ハ無  
限ニ君主独裁トナルナリ



第壹章 人性

今や地球面上ニ独立する大小の邦国を見れば其の數  
の甚だ多きこと恰も秋の夜の星の如し 彼等邦國ニ  
ハ各々別々の起源あり歴史あり關係あり 盛衰興亡  
の千態万状なるものありしならん 過去既ニ此の如  
しとせば将来の変遷亦た必ず多様なることなるべし  
而して之を未然ニ察して適當なる画策をなすハ則ち

吾人の責任なるを信ず

国家社会の事を論するニハ先づ宜く人性ニ対する一定の見解を具へざるべからずとハ余輩の常ニ主張する所なり 夫れ国家社会と言ふと雖も是れ皆な吾人類の活動のみ 故ニ人類の活動なる此の現象を知らんと欲セバ予め人類其のものを知ることの大切なハ多言を要せざる所なるべし 苟も天下の事を議さんと志すものハ先づ人性ニ対する自家一定の見識を維持するを要す 自家の見解なるものハ自家の進歩と共に発達すべけれバ曩きの日真理なりと信せし所のものニして後日ニ自ら誤謬なりしことを悟るハ元より免れざる所なりと雖も徹底せる見解を具へずして妄りニ枝葉の弁難を試むるものニ比較すれば遙かニ高尚なるものたるを疑ハざるなり 去れハ学者ハ言ふも更らなり 社会経綸の事を以て我が職分とする世の政治家ニして守るべき信仰を有せず説き明かすべき哲学なからんニハ如何ニ憐むべきものならんか

斯く言ふハ余が自ら維持する所あるを誇らんが為め

ニ非ず 又た自ら維持する所のものを誇らんが為めニ非ず 滔々たる世の志士論客の中果して能く万事を処理すべき一定の主義を持ち又た此の主義を托すべき磐石の如き信仰を有するもの、甚だ少なきことを憂ふるが為めなり 余之を聞く学者ハ能く懷疑すと 去れど常ニ懷疑するものハ到底一事一物の建設ニ就てだも口を開くこと能ハざるべき筈なり 仮令千言万語立ところに下り雄弁四筵を驚かすの博識者なりとも若し其の語る所ニして木の葉の風ニ飛ぶが如きものならんニハ鳥の鳴くニだも劣れるものニ非ずや

余ハ学者ニあらず 古来多くの人達が遺こしたる名論卓説ニ就てハ不幸ニして未だ之を涉獵するニ及ハすと雖も平素黙考の末我れ独り得たりとして自ら守る所のものなきニ非ず 之を以て社会を規律し万世の則法とせんと欲するが如きハ甚だ謙遜の義ニ外つる、所ならんも自家の確信ニ対するの忠切なることハ亦た斯くありて然るべけれどと思ふなり 乞ふ先づ余が人性ニ対し社会ニ対して守る所の確信を述べん

余ハ宇宙万象の活動ニ念を潜めて茲ニ其の主宰者なる大能の神あることを信ず 神ハ元より永劫ニ亘る活けるものにして其の自ら主宰する森羅万象ニ向て絶へず愛の泉を注ぎつゝあることを信ず 而して吾人々類ハ其の形体ニ於てハ真ニ微小なるものなりと雖も此の微小なる形骸の裡ニハ極めて尊貴なる靈心を蓄へて能く主宰なる神の事業を解釈し其の大聖旨の存する所を求めて之を成就するの責任あることを信するなり 神ハ果して吾人々類の爲めニ無数の成物を備へしや否や 余輩の未だ知り得べからざる所なりと雖も吾人々類ハ能く此の無数の成物をして自己の用を成さしめ得べき力あるニ至りてハ毫も疑念なき所なり

神を信すると言ふことハ近來世人の大ニ之を口ニするを憚る所なり 世の宗教信者と言ふ人さへ尚ほ且つ然る有様なれバ況して其の他の人達が神を信すと云ふものを輕蔑するハ怪しむニ足らず 試ニ其の故を問へバ信神の觀念ハ日ニ開け行く理学の到底容れざる所なればぞと答ふなり 余ハ所謂理学ニ就きて

深き智識を持つものニ非れば理学の内容ニ立ち入りての議論ハ之を為さずと雖も余の信する所を以てすれば所謂理学なるものハ森羅万象の硬き外皮を切り開きて其の内実の組織活動の有様を説き明かすものニ過ぎず 而して理学者の千辛万苦して研究する森羅万象其れ自らが皆な我が神より來れるものなりとハ是れ余輩の信仰なり 人類の愚蒙なる神ニ就きて誤れる思想を懐くこと幾干なるべきや凶るべからず理学の進歩ハ吾人をして其の誤れる思想を棄て、愈々堅実ニして正確なる信仰の途ニ進ましむるものなり 理学の進歩と信神の思想とハ相容れざるものと云ふハ余輩の却て解し能ハざる所なり 其れを畏れて神を捨てんとする世人の心ハ余輩の更らニ解するニ苦しむ所なり

世人常ニ余輩を攻撃して曰く神を信すと云ふもの其の根本を叩けば則ち必竟想像のみ独断のみと 余輩ハ攻撃するものニ答へて然り足下の言の如しと云ふを躊躇はず 只だ一の添加を乞ひたきものあり 余輩熟々宇宙の極ニ念を走らすの時神の愛ハ春雨の如く

我が頭二降り我が心恍惚としてこゝに満足を得ると云ふの一事是れなり。斯くて余輩ハ物理を信する学者二質たさん。夫れ諸君ハ余輩を指して想像を楽み独断ニ陥るものと言ふものから諸君の奉する理学なるものも其の究極する所を求むれば同じく仮定独断ニ過ぎざるニ非ずや。数理ハ最も正確なるものとぞ云ふなるに其の結局の公理公法なるものハ則ち公理公法、自ら明らかなるものとして満足すなるニ非ずや。想像を以て想像を笑い独断を以て独断を罵るものニハ余輩未だ服従すること能はず。況んや人性社会ハ神を信することニよりて始めて満足に解釈し得べきをや。是れ然しながら容易ニ人性社会を解釈するの方便までニハあらず。神より出てしものなるが故ニ其の本源ニ頼りてこそ始めて疑問ハ解き得るなれ。

斯の如く余輩ハ神を信じ神の愛を信す。是を信することニよりて余輩ハ則ち吾人々類ハ神ニ対して『義務』を負ふことを認めすんばあらず。神の人類を造る豈ニ一の意味なきものならんや。必ず其の間ニ旨

趣の含まれて存せずんばあらざるなり。既ニ旨趣ありとせば之を成就するハ則ち吾人が神ニ対するの義務ニ非ずや。余輩ハ宜く此の義務ニ就て更らニ大ニ考ふる所あるべきなり。

吾人々類ハ神ニ対して義務あること論なしと雖も其の神ニ対するの義務ハ我れ只だ一個が神ニ対するの關係のみにて止むべからず。看よ我が一身の周囲ニハ我と同じき多くの人類の生存してあるニ非ずや。

我れ神ニ対して義務を有つが如く彼等人類も亦た各々同じき義務を神ニ負ぶものなり。而して神の眼中ニハ吾人々類ハ元より甲乙の差別なく神ハ己れの愛の泉を以て等しく之を人類の心ニ分与せるものなれば茲ニ吾人々類も亦た互ニ相愛すべきことが即ち神ニ対するの義務なることを信するなり。故ニ約して之を神ニ対する義務と言ふと雖も其れが中自ら分れて二種となるべし。直接ニ神ニ対するの義務及び吾人々類ニ対するの義務是れなり。

神……………義務  
直接ニ神ニ対する義務  
他の人類ニ対する義務  
人

第一 直接二神二対する義務

夫れ吾人々類が直接二神二対するの義務と言へば神の聖旨の在る所を求め其れ二従ひもて我が身二神意を發揚すべく勉むることなり 然りと雖も人あり来りて余か此の義務を尽くさんとするの妨害を働くことなしと言ふべからず 若し此の妨害を働くものをして其の暴を恣ニせしめんニハ余ハ遂ニ神二対する不義の徒とならざるべからず 余一人が不義の徒となりて止まば尚ほ可なりと雖も神の聖旨を發揚すべき大任を棄てんことハ豈ニ畏るべき事柄ニ非ずや 茲ニ至りて余たるものかの余ニ妨害を働くものを防禦せざるべからざるの義務を生ずるなり 乃ち分ちて神意を發揚するの義務と妨害を禦くの義務との二つとなすべからん

直接二神二 神旨發揚義務

對する義務 〔障害防禦義務〕

神旨發揚義務も亦た之を分ちて二つとなすを宜ろしとす 我れ自ら此の義務を尽くすことニ銳意奮進す

るハ其の一なり 他の人類が其の各自ニ尽すべき義務を怠りて却て神の聖徳ニ汚辱を与ふが如き振舞ふる時之を正だして本然の道ニ復せしむるハ其の二なり 前ニも言へる如く吾人々類ハ各自ニ神二対して義務を負ふものなるニ若し一人ありて其の当然尽くすべき所のものを捨て、顧みず或ハ却て神徳を汚すの行為あらんニハ其の事假令他人の義務を尽くす上ニ障害を及ぼすことハ是れなくもあれ吾人ハ決して之を為す俟ニ放任すべからざるなり 夫れ吾人が身を以て聖意ニ従ハんと欲するハ聖意をして地上ニ成就せしめんが為めニあらずや 而して各人皆な心を協ハせ思を一二してもて初めて此の大願を成し遂くべきニ一人の背徳不義をして其の欲を恣ニせしむるあらんニハ惡木ハいつしか速ニ成育して天を摩するの大樹とならん 其期ニ及び聖旨の成就を妨ぐべきものを棄て、顧みさりしことハ則ち吾人の懈怠なりしを悔ゆと雖も最早や詮方なきなり

神旨發揚義務

積極的發揚義務

消極的發揚義務

余輩ハ障害防禦の義務ニ就きて一言を費すべし 夫れ吾人の自覚あるハ生命あるが為めなり 身体あるが為めなり 而して此の二者ハ皆な神より来る 吾人が生命身体の摂養を怠るべからざるハ決して吾人の利欲なりと思ふべからず 実ニ神の賜物なればなり 既ニ此の賜物あり 之ニ高尚なる品性の光を發揚して神慮ニ協ハせんことハ必要なる義務なり 品性の發揚をなすべき資財を保つハ欠くべからざる要事なり 人あり此の數者を侵害して吾人之を顧ることとなくんバ吾人ハ啻ニ神ニ対する義務を果たすこと能ハさるのみならず更らニ神の賜物を毀揚するの恐れあるなり 所謂權利なる思想ハ此の間ニ其の萌芽を發するものなり

## 第二 他的人类ニ対する義務

余輩が先きニ示せる義務の分類の中自己以外的人类ニ対して負担するものを研究すべき時となれり 而して世ニ所謂社会の秩序制度なるものハ多く誤の義務より胚胎するなれば大ニ注意する所なくハあらず 余輩ハ実ニ之を分類して左の如くなさんと欲す

## 他的人类ニ対する義務

義を奨むるの義務  
仁愛義務

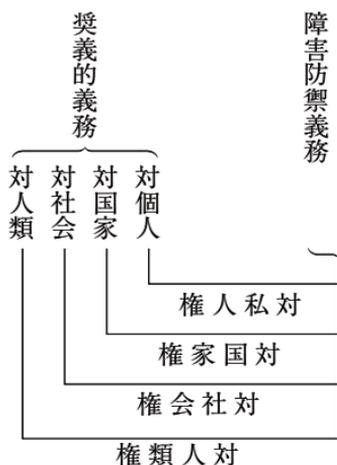
義を奨むるの義務とハ何ぞや 吾人々類ハ相共ニ励みて神ニ対する義務を尽くさるべからず 吾人々類ハ互ニ相愛するの義務ありと云ふ 夫れ愛の本源ハ則ち神なり 神の意ニ適ハんと務むるハ愛の道を成就する所以なり 然らバ若し我が友の一人ニして義務ニ対して怠る所あり或ハ之を犯すあらん時我が友をして其の非を悔ひて神の愛児たる光榮を損するなからしめんことハ是れ豈ニ愛の大なるものニ非ずや 是れ独り一個人ニ対するの場合のみニ非ず 国家ニ対しても同じ理なり 社会ニ対しても同じ理なり 全人類ニ対しても亦た同じ理なり 余輩ハ先きニ障害防禦の義務を叙しける折權利と言ふなる思想ハ則ち障害防禦の義務あるより萌さす由を一言せり 今や此の問題ニ就きて考究すべき好機會と思ふが故ニ暫く停りて論ずる所あらんと欲す 義務こそ人類生存の原則なれとハ余輩の拠りて立つ所の根底なり 而して吾人が神ニ対して義務を果た

さんとする時他人の之を侵害せんとするを防禦することは是れ亦た神ニ対する義務たる由ハ余輩が既ニ述へたる所ニして他人が其の当然の義務を欠かんとする時之を奨めて失敗なからしむるも亦た是れ吾人の義務たるの理ハ則ち今しも言ひける所の如し 試ニ一例を挙げん 余輩今ま神の徳の宏大無辺なるを感謝しつゝ、汲々として我か課業を執るニ乗し一人の馳せ来りて余輩を殴てりとせよ 之を防ぐハ余輩が当然の義務なるのみならず此の暴漢が余輩を殴つことニよりて神ニ対し人類ニ対し自家の義務を破りたるをバ改悟せしむるも亦た即ち余輩の義務なり 余輩の当ニ為すべき義務ハ必ず之を果たさゝるべからず斯くて此の暴漢ニ対して余輩が新たニ果たさゝるべからずなれる義務の思想こそ即ち所謂権利の思想なるのみ

他人ニ向て正義を責め本然の義務を果たさんことを奨むるの場合ハ独り余輩が其の人より障害を蒙れる時のみニ非るなり 余輩が神旨発揚の義務を二つとし積極消極となせるハ前きニ示せり 而して他人が

神徳を汚がすを見て之を防制すること即ち消極的ニ神旨発揚の義務を尽くすも亦た是れ正義を奨むるの義務と相的合するものなり 乞ふ一目明瞭ならしめんが為めニ図もて示さん

消極的神旨発揚義務  
障害防禦義務



かるが故ニ余輩ハ以上の如き関係を指して権利と言ふと雖も元より世ニ普通ニ唱へらるゝ所とハ大ニ其の意義を異ニするものニして余輩ハ只だ世人の言ふなる権利てうものハ余輩の見解ニ依れば如何なることを意味するやを知らしめんとて斯くハ示しつゝ 尚ほ委ハしくハ後ニ至りて論する機会あらん

權利論の爲めニ余輩ハ仁愛的義務の説明を手後らしぬ 仁愛的義務とハ吾人同胞の力弱く智及バすして神人ニ対する義務を果たすニ困難なるものをバ之を助けて不義の徒たらしめざるを言ふなり 而して吾人ハ先づ此の弱者を侵害することなきの義務を有し更らニ之を補助するの義務を有するなり

余輩が義務ニ関する説明ハ略ほ是れニて終ハれり 余輩ハ之を以て人類社会の根底となすべきものと信するが故ニ苟も此の思想ニ適ハさ(る)所のものハ其の何物たるニ拘らず必ず之を改革せざるべからざるを信ず 真理ハ元と一のみ 社会の事物ハ多端なりと雖も其の基く所ハ皆相同し 然り而して學術ハ制度の弁護者ニして又た先導者なるが故ニ余輩ハ學術の基本も亦た必ず此ニ拠らしめんことを望むものなり 政治と言ひ倫理と言ひ法律と言ひ経済と言ふ是れ只だ分科のみ 系統の相違ニ非るなり

### 第三章 政治

地上ニ於ける吾人々類の事業の最も發達せるものを

政治となす 古來國をなすもの其の數挙けて算すべからず 政治的組織の変遷亦た豈ニ尠なからんや 政治あれバ之を論評するの學者を生ず 學者の説の区々たるハ尚ほ邦國の区々たるが如し 而して其の結局を究むれハ則ち人生ニ対する所信の相同しからざるニ依りて是非の論亦相異なるを致すのみ 昔時アリストートルは人の性を断して相愛ニ在りとなし相愛の性情はやがて發現して邦國の団集を成せりとて茲ニ則ち人類ハ社会的動物なりと云へる千古の金言を吐けり 英國のホツプスは初めて社会契約論を唱へたる近世の學者なり 而して彼れの社会契約説が到底君主專權を以て局となせること一見甚だしき矛盾の感あれとも溯りて彼れが人性ニ対する根本的の所信を尋ぬれば余輩ハ彼れが議論の決して矛盾ニ非るを悟るなり 然らバ彼れハ人性に對して如何なる確信を有てりやと言ふニ彼ハ只だ我れ一身の利益を圖り痛苦を避くるを以て本然の人性となし鬭争嫉惡ハ自然の道なりとせり 然りと雖も争鬭ハ到底利益を得るの良道ニ非るを覺るや人々相和して曰く我が

獲たる所のものハ汝之を奪ふこと勿れ汝の自ら獲たる所のもの我れ亦た之を犯すことなからんと 彼れの社会契約説ハ此の如くして誕生せり 而して社会契約説より進で君主専権を主張するニ至れる道行きを案するにホツプス謂へらく人々一旦相犯すならんことを約するの後ハ必ず之を違ふことあるべからず若し違ふものあらバ威力を以て之を獲る所なかるべからず 偕て此の威力ハ誰が手ニ托すべきや 彼れハ挙げて之を一君主の掌中ニ置くを以て最も安然にして且つ最も伶俐なる方法なりと言へり 盖し此の威力の本源ハ各人の腕力ニ在りき 各人の持ちたる専権を束ねて之を相合意せる一人の手ニ托すと云ふ 是れ自然の順序にして決して矛盾せるものニ非るなり ホツプスが君主専権論を目して直ニチャールス二世の意を迎へたることなしと言ふを余輩其の甚だ酷ニ過ぎたるを思ふなり 余輩も亦た余輩の主張する人性論ニ基きて政治の大本を定めんと欲するなり 余輩が愛を以て本体となし義務を以て発動となすの理ハ既ニ前章ニ述へたる

が如し 余輩が政治上の主張ハ皆な是れよりぞ流れ出つべけれ

歴史上より政治を論ずるものハルソー等の社会契約説を指して是れ空言なりと言へり 余輩も半バ論者の言ニ賛同せんと欲す 半バ賛同すと言ふ所以のもの他なし契約論者の社会国家の起原を説く所、事實の探究を忽諸ニ付して徒らニ想像ニのみ走りたるの誹を脱し能ハすと雖も契約論者ハ是を以て単り社会国家の起原のみを説かんとせるニあらずして其の終局する所も亦た当ニ此ニ在りと唱導せるなるニ之を措て顧みざるハ公平を欠ける批評と云ハさるべからされハなり 然り而して若し夫れ歴史的論者の説にして只だ過去ニ於ける変遷をのみ探りて更ニ将来の方針を定むることニ歩を転せざらんニハ同じく不具の説たるを免れず 将来の事ハ過去ニよりにて推測せざるべからず 故ニ過去の事を究むるハ将来の爲めなりと言ふも必ずしも失言ニあらざるなり 昔時モンテスキューは歴史的政治の学を説き創めて大ニ斯学の進歩を促がせり 而して彼れが遂ニ一輩帯水

を隔てたる英国の立憲政体を見て之を完美の模型となし是れ二彼れが得意の政論を援引して立憲君主政治ハ歴史上の三政体——君主專制、寡人政治、民主政治の調和を得たるものなりとせしが如き余り二史上の事実ニ拘泥したるの感なきを免れず

余輩ハ歴史を重んずるもの、一人なることを明言し得べし 実ニ歴史を通観すれば変化万態殆ど名状すべからざるの裡一條の大道ハ坦々として未來永劫までの方針を指し示してあれハなり 人類相愛の念、義務の思想ハ遂ニ地上ニ全勝を占むべきことを訓示しつゝ、あれハなり

人類社会の始源ハ食物住居の競争ニ在りとハ進化論者の唱道する所ニして余輩も亦た之ニ同意を表すものなり 而して余輩ハ更らニ進化の作用ニ就て必ず意味あり目的あることを信するものなり 夫れ社会の大をなせる本来を求むれば家族ニ在りて家族ハ則ち男女の両性より成る 男女両性の結合を以て一ニ男の女を強制するニ成れりと言ふもの余輩ハ断して其の事実ニ反すべきと信ず 勿論或る時代ニ於て

ハ正ニ此の事ありしや疑ふべからずと雖も其の時代ハ遙かニ後ちの事たらんなり 元より原始の人類の間ニハ今日高潔なる人々が理想するが如き恋愛の念の保存さるべくも思はれずと雖も夜光の珠も頑々たる磁石の内裡ニ潜伏し在るが如く内慾の外皮を以て幾重ニも包まれたる深底ニハ高潔なる恋愛の一点光の隠れありしを疑はず 黄金ハ初めより其の光を放たずと雖も石灰岩より黄金ハ求むること能ハざるなり 豈ニ独り男女間の恋愛のみならんや 空の鳥を宿とすべき大木も殻中の一点芽の發育したるニ過ぎず 去れど無より有の到底求め得べからざる事ニして真理ならば人類相愛ニよりて満足を得るなり 聖賢の心ハ如何んぞ野蛮なる吾人祖先の脳裡ニ其の芽を萌さ、りしと断言するを得んや

原人の時代を去るニ従い人口繁殖して或ハ食物を争ひ或ハ住居を争ひ或ハ配偶を争ふニ及びて社会次第ニ成形するや之を一面より観察して社会ハ人類の反目より成れりと言ふ必ずしも誣言ニあらず 又た之を他面より観測して社会ハ人類の利己心より成れり

と云ふ亦た必ずしも誣言ニあらず 然れ共若し人あり斯るが故二人ハ元と相反目嫉患すべきものなり人ハ到底利己的のものなりと言ハ、是れ豈ニ黄金ハ其の初め無明の頑塊なりしが故ニ徹頭徹尾光なきものなりと云ふニ同じからずや 一時の事実ハ未だ万世の真理ニあらざるなり

君主專制の政治ハかの亜米利加合衆国の如き特別なる国柄を除きてハ古來各国が必ず一たび実験せる所なり 而して君主政治の濫觴ハ実ニ族長政治の発達せるものなるハ是れ史上の証明する所なり 抑も最初男女相依りて家族を成すの時余輩ハ却て或る人達の言ふなる強弱圧制の關係より来れるニハあらずして寧ろ愛情の勢力ニあらんことを想ふ 其の愛情なるものハ後世智識の進める時ニ於けるが如き意志より出てしものニハあらずして主として感覺的の発動なるべしと雖も是れ後來大ニ発達せんとする愛情の萌芽たるや明らけし 生存競争の次第二盛なるニ及びて或ハ同族の結合統一を鞏くするの必要を來たし或ハ異族相共同するの必要を來たし斯くて社会の形

成漸く進むニ至りてハ治者と被治者との位地漸く相隔たり 一方ニ絶大なる命令の権力者を生ずると共ニ他方ニ專念、服従の義務者を増加するハ進化の順序実ニ免るべからずと雖も余輩ハ之を論断して直ニ是れ強者の專權ハ自然の大法なりと云ふものニ賛同すること能ハズ 夫の社会契約論者か言ふなる明示

的契約の蛮民間ニ行ハるべしとハ余輩も信し能ハざる所なれど尚ほ一步を進めて考ふる時ニハ其の幼稚なる蛮民の意志の中ニも必ず或るもの、存在せしことを知るなり 或るものとハ何ぞや 自己を愛する如く我が相知り相親しむものを愛すと言ふの感情是れなり 禽獸の群ニだも同類の爲めニ自身を擲つの義挙あるニ非ずや 余輩ハ人類相愛の情の禽獸ニ如かずと云ふを信する能ハズ 假令極悪なる蛮民の間ニ於ても只だ自己の利益のみを知りて他を知らざりしと言ふを信する能ハざるなり 況んや利己ハ是れ人性の本来ニして相愛ハ虚偽なりと云ふニ至りてハ余輩ハ之を森羅万象ニ徴し之を人類の歴史ニ考へ近く之を我が心ニ問ふて首肯すること能ハざるなり

一君主を戴きて之ニ奉するニ専制の権を以てするハ最も善美なる政治なりトハ是れ皆てホツプスが主張したる所なり 彼れが如く人性の本末を以て利己的專横的のものとするの主義よりセバ誠ニ至当の推論なれとも若し夫れ相愛ハ人生の自然なりと信する余輩ニ至りてハ全く之を拒絶せざるを得ず 蓋し愛ハ意志の自由を意味し位地の平等を意味す 而して一人を戴きて其の膝下ニ屈伏し只だ命のまに／＼是れ従ふと云ふニ至りてハ全く此の思想の容ること能ハざる所なれハなり

君主專制政治なるもの各國が一たびハ遭遇せる苦がき經驗なる如く君主專制の必ず永續するものニ非るも亦た皆な實驗したる自明の事実なり 專制の権を揮ひて之を辱しむるなきを得るハ其の人必ず卓越せる能力の以て衆人を威服するニ足るべきものあると其の威力を及ぼす範圍の狭く限られたるものならざるべからず 二者其の一を欠けば專制の権力ハ遂ニ衰亡ニ傾くなり 而して時勢の変遷ハ漸く此の二つのものをして欠如たらしむ 大能力者の不斷に出現

せざる是なり 境域漸く広く民衆漸く増加し而して政務次第ニ繁雜を加ふる是れなり 爰ニ於てか假令君主專制の形骸をバ未だ俄かニ取り除かざる処ニ在りても實際の政權ハ漸く貴族權臣の掌中ニ移りて乃ち寡人政治を見ることなり 之を史上の事実ニ徴するに寡人政治の下ニ於て衆民能く其の堵ニ安んじたりと言ふ能はず 寧ろ苛酷の虐待を受くるハ此の寡人政治の時ニ於て最も多きの疑なきニあらず 然り而して余輩ハ尚ほ且つ是を以て一大進歩と言ふを躊躇せざるなり 其の故何ぞや

夫れ君主專制ハ余輩の思想ニ於て氷炭相容れざるものなり 一人の意思を以て万象の意思を圧倒し一人を尊とし万象を賤とするハ自由平等の義ニ於て最も欠くる所のもの則ち最も愛の本体ニ背きたる組織なれハなり 然るニ今ま権力一人の手を去りて数人の掌中ニ歸したりとせよ 是れ即ち理と義とニ於て一段の進歩を遂けたるものニ非ずや 一段の進歩ハやがて二段三段より最後の完全ニ達すべき兆候ニあらずや 蓋し君主專制の時代ハ衆意思の最も伸びざる

時代なり 社会の文明の消長とハ則ち天然力と吾人が意志の力との消長を言ふ 之と同じく衆意志の最も能く伸暢して敢て掣せらるゝことなきの政治ハ最も進歩したる政治と言へ得べし スピノザ謂ひけらく一国家の権ニして若し一人の意志ニ属する時ハ何事も鞏固なることを得べからず故に最良の政体ハ必ず指を民主政治ニ屈すべしそハ政権、衆人の意思ニ属すべかりと

凡そ政治の沿革を知り其の分類をなさんと欲せば必ず一の標準を求めざるべからず 所謂標準とハ他なし 吾人意思の自由が他の抑圧を蒙むることの程度是れなり  
最も大なる君主専制の時代ハ一人の意思の充分ニ行ハれて民衆恰かも精神的ニ死したる時なり 若し社会ニ法規の制定せられて民衆の准従すべきものを得たる時ハ仮令其の法規ハ人民の意思より出たるニ非ず 執政権力者の利益の爲めニ設けたるものニもせよ是れニ依りて執権者が其の威力を揮ふ上ニ制限を受くるだけハ則ち人民が自己の意志を伸暢し

得る所以ニして執権者が准従すべき法規が漸く整頓するハ社会が漸く進歩するの兆候なり 斯の如くニして威力の圧制ハ次第第二衰へて人民意志の自由ハ伸び所謂少数者の特権なるもの亡びて万民の平等之ニ代ハリ相互嫉悪の邪雲ハ散して博愛の光明赫々として耀くなり

### 第三章 国家

プラトール。アリストートル。シセロ等が遺せる筆の迹を見るものハ直ニ彼等が如何ニ国家の爲めニ人民を没したるを知らん 是れ彼らが一家言ニハあらす やがて希臘羅馬の思想たりしなり 希臘羅馬の昔時ニありてハ国家を主として個人を従とし国家ハ個人の爲めニ維持せらるゝニ非ずして個人ハ実ニ国家の爲ニ生存するものとなせり 国家を主として人民を支体となすの結果ハ政府の萬能を認めて官吏の權威を信せざりべからず 試に之をプラトールの言ニ徵せよ 彼れハ人身を以て国家ニ比較して謂ひけらく人ニ智識、感情、五官の觸覚あると等しく国家ニ

も亦た三個の能力あり 即ち官吏ハ頭腦ニして智識を司り軍人ハ心臓ニして勇氣を掌り農工商賈の徒ハ即ち五官ニして飲食衣服を供給するの義務を負ふものなりと 夫れ希臘羅馬の共和政治と言ふと雖も其の思想ニ於てハ今人の思念する所と非常の相違あり其の執政官の如き選挙ニ依りて其の位地ニ座するものなれとも一旦其の座ニ就くニ及てハ則ち絶乎たる神權を保ちて國民之を如何ともする能はず 假令何等の暴政あらんも其の位を退きて平民ニ復せる後ニ非すんバ其の罪を弾劾すること能ハさりき 若し其の位ニ在りて成せる事柄なるが故ニ惡事も惡事とする能ハすとならバ假令位を退ける後と雖も在位中の非を挙げて之を責むるハ理ニ於て貫徹せざる所のものあり 而して彼等が此の前後撞着の行をなして怪まざりしを見れば如何ニ官位其のものを尊拜せしやを想見すべきなり

抑も彼等ハ何故ニ斯くまで國家を尊重せしや 古代萬邦の民心ニ浸染せる民種の思想ハ彼等の間ニも亦た極めて熾なりき 古代の戦争ハ民種の觀念なるも

の實ニ其の原因ニして外ニ強大なる敵國を扣へたるものハ愈々益々同一民種の區域を明画にし其の結果ハ必ず民種の生存の爲めニ之を組織する個人の思想を忘却せざるべからざるニ至る 希臘羅馬の情体亦た實ニ是れなりしなり 然り而して民種的思想の強盛ハ異民種異邦人の排人輕蔑を伴ハすんハあらず 民種を異ニし其の國を異にするものをバ之と同等人類の交際をなすを以て却て己れを賤くし祖先の靈を辱しむるものとして嫌惡せり 奴隸制度ハ茲ニ於てか盛に行はれてアリストートルは巨儒として今ニ至りて万人の尚ほ且つ尊重措かざる所なり 此の人ニして汲々として奴隸制度を弁護せしことを思へバ以てその時代の民風を察すべきニ非ずや

余輩が希臘羅馬の往時を述べたるハ實は希臘羅馬を説かんが爲めニあらずして以て當世を論せんが爲めなり 名を國家に藉りて個人を没了し強ひて偏僻なる感情を國民の間ニ養成して人類自然の進歩を障害することの不正不義を論せんが爲めなり

抑も強大なる國家の起原を尋ぬれハ必ず戦争の力ニ

依らざるハなし 戦争の変遷を案するニ其の初めハ衣食住の必要ニ起因したらんものも漸くにして自家の嗜恣を充たさんが為めニ必要なきの争鬪を構へて以て弱小なる民衆を殺戮し或ハ之を降服せしめり故ニ国家政治の發達せる實際を考ふれば衆意思を壓して我意を張らんとする不道の増長なり 然れ共不道を以て壓制せんニハ如何なる蛮民と雖も決して喜で服従するの愚を学ぶべきニ非れば夫の壓制者ハ鞭撻以外二人の意志を捉へて己れか藁籠中のものとなさんとして種々の徑画をなしたりける 徑画とハ何ぞや 真綿の裡ニ短刀を蔵くし正道の名義の下ニ不道の欲を逞ふせる是れなり 爰ニ於て蛮民の信仰力ハ先づ壓制者の為めニ歡迎せられき宏大雄麗なる天地を住家とせる無邪氣な蛮民の心ニ崇拜する造主物は私慾に渴せる強者の真ニ取り來りて此の蛮民の上ニ臨むの機械となれり 彼れ蛮民ニ宣言して曰く汝民衆ハ天の神を拝するか善き哉善き哉我れこそ汝等が崇拜する天津御神の子孫なり看よ我が力の雄々しくして地上の万物能く我ニ敵するものなきニ非ずや

天津御神を拝むものよ天津御神の子たる我を拜かめ我ハ直ニ天津御神なりと 爰ニ於てか蛮民嫉惡の念ハ霧の如く散して此の強力なる壓制者ニ心服するなり 蓋し強力なるものに向てハ其の恐るべきを知る其の惡むべきを知る 未だ其の服すべきを知らずと雖も我が大恩者なる天津神の子孫ニして其の命を蒙り我等の間ニ降り來ませる大雄者なりと思ひ至れば恐懼の念、嫉惡の情ハ去りて一意服従の義なることを觀念するなり 余輩が依りて以て蛮民か強者なる好戦者ニ従へるハ其の人ニ従へるニハあらずして彼等が絶對的ニ服従の義務ありと信せる神命ニ従へるなりと言ハんとす 夫れ人の意思を捉ニすることニして国家の基礎ニ必要なる第一義なりきとせば人の意思を伸暢することハ則ち政治の本然の義なりと言ハすんはあらず 若し愈々政治の力ニ依りて人の意思を委縮せしめ能く強力者の私意ニ及することからしむるを以て能事とするの輩あらば是れ豈ニ大戦の罪人に非ずや

政權を以て一家の私有となさんと欲するハ一旦此の

大権を握掌せるもの、普遍の情なり 故ニ彼等ハ人民の意志をして己れが私慾を遂ぐるニ便宜の方向ニ赴かしめんと企つるなり 教化の器一ニ是れが為メニ左右せらるる民智の開けて其の不義を發覺するや人民ハ則ち其の壓制を脱し不義を除きて己れが意思を伸はしめんと望み爰ニ治者と被治者との軋轢の幕ハ開かれ遂ニ革命の悲劇的喜劇を演するニ至る 蓋し人民の意思をして伸暢（せ）さらしめんと欲するハ能ふまじきことなりと雖も君主或は其の執権者等が從來占有せる権力を失ハんことの喜はしからざるが為メニ尚ほ自家の栄光を保存せんとの野望を棄つる能はず 而して此の野望を成さんとして執る所の方略ニ二種あり 内治ニ對してなり外交ニ對してなり 即ち内ニ對してハ国家と言へる虚名を藉り之を国民崇拜の目的たらしめて以て君主執権者の位地を守護し外交上ニ於てハ外国との武事的競争を藉りて国民をして勢ひ忍て己が意思を伸ふること能ハざらしむ大なる製造場ニ至りて見れば精巧なる機械を運轉するが為メニ多くの工人の使役せらるゝを見るべし

人類ニして却て人類の造りたる機械の為メニ使役せらると云ふハ慥かニ首尾顛倒の義なりと雖も是れ必ずしも大製造のみニハあらずして今日の国家的組織なるものも亦是れと同一の觀あるを免れざるなり 人事頻繁ニ赴くに從ひ規律の自ら設けられ分科の從て増加するが為メニ簡易なる太古の風に再び之を看る能はざるや論なしと雖も然かも人類こそ地上の主ニして總てのものハ人類進歩の為メニ設計せらるゝものなりとの主義ハ寸時も忘却すべからず 若し之を忘却する時ハ自己の幸福利益の為メニ設けられたる機械の下ニ主人たるべき人類ハ却て奴隸たるの奇觀を呈するニ至るべし

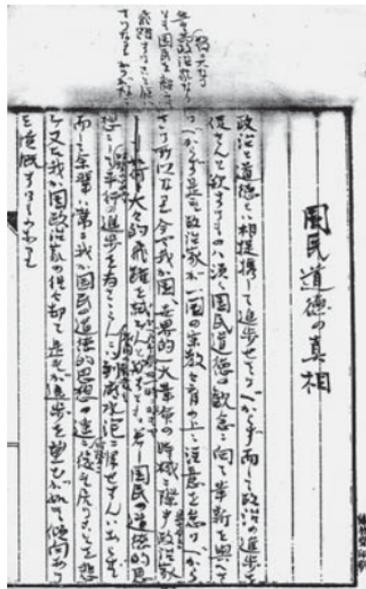
今や余輩ハ徒らニ概觀するの迂を止めて直ニ我が日本の国情ニ就て語らんと欲す

抑も憲法の發布、國會の開設是れぞ二千五百年の長日月の間鬱結せる我が國民の意思を伸暢するの時なり 國民の意思をして充分ニ伸暢せしむるハ歴史的ニ政治の大権を掌握し來りたる強者の権力全く地ニ墜つるの時なり 極めて公明正大なる人ハ一二正理

の点より觀来りて毫も私益に眷恋たるが如きことな  
かるべしと雖も人情の弱点ハ総ての人をして此の如  
く公明正大ならしむること能ハすして不幸にも両者  
の衝突を免るべからず

202101-202108

国民道德の真相



政治と道德とハ相提携して進歩せざるべからず 而  
して政治の進歩を促さんと欲するものハ須く国民道  
徳の觀念ニ向て革新を与へざるべからず 是れ政治  
家が一国の宗教々育の上ニ注意を怠るべからざる所  
以なり 今や我が国、世界的ニ一大革命の時機ニ際す

是れ故らニ政治家か大々の飛躍を試〔挿入・むべき千歳の一時に非すや〕みると欲すとも若し国民の道德的思想ニして時勢の必要と平行の進歩を為さ、らんニハ折角の奮発も到底水泡ニ帰せずんハあらず而して余輩ハ常ニ我が国民の道德的思想の遙ニ時勢ニ後れ居ることを悲み又た我が国政治家の往々却て是れが退歩を望むが如き傾向あるを憤慨するものなり

〔欄外〕然れ共如何ニ大なる政治家なりとも国民を離れて飛躍すること能ハざるなり かるが故ニ

然れ共進歩ハ天下の大法なり 人為の能く支え得る所ニ非ず 故ニ余輩ハ此の極めて遅々たる国民道德の歩行ニ就ても之を數年來の経過に徴すれば其の実に相ニ於て著しき進行ありしを認めずんバあらざるなり

『國家的教育』『國家的道德』是れ數年以前に於てウルサキまでニ流行る文字ニ非すや 所謂『國家的』なるものハ、やがて『君權的』なることを意味

したりき 二千五百年來の我が国民ニ染み渡りたる先制政治的思想ハ一時ハ明治維新の改革の大勢ニ圧倒せられてありしと雖も決して消滅したるニ非ず 恰も好し独逸新着の政治的學理ハ捉へて以て己が味方とするに便利なりき 茲ニ兩者の混合ハ成れり (余輩ハ未だ化合したるを見ず) 而して国家主義ハ君主々義の意味を以て飛行したるが故に其の向ふ所、万民萎縮せざるを得ざりき 其の文部省の政策として行ハれたる所のものを見よ 曰く聖上御真影の礼拝なり曰く教育勅語の奉讀なり 此等の事たるや若し国民の至誠ニ出つるの結果なりせば真ニ善事として嘉すべきことなり 然れ共教育上の方策として之を強行すると云ふニ至てハ自ら別個の問題たらざるべからず 而して人民皆な之を論評するの自由を有するものなり 去れど明治維新の前後に當りて『勤王』のニ文字が万能力を有したるが如く一時ハ殆ど文部省の方策其の者を議することさへ不忠不敬ニして愛国心なきものと指彈せられき

此の際ニ於て日本の學者の意気地なきことハ証明せ

られき 夫れ学問の独立を保持するハ学者の責任なり 学者ニして政治家の上ニ立つて此れニ方針を与ふるの抱負と勇氣とあるニ非すんバ何を以て自己の尊貴を保つを得んや 抑もまた何を以て学問ニ対する自家の天職を全ふするを得んや、ア、悲哉我が日本の学者。其処ニ一人の能く職分ニ殉したるものありしか。否な。如何ニ我が学者の其の身を護るニ憐れなりしことよ 彼等ハ皆な沈黙を守りしニ非ずや 此の輩の如きハ尚ほ且つ愚なるものニてありき 更ニ憐れなるものニ至りてハ則ち当路の方策ニ阿媚し従て又た之を懲憚したりしニ非ずや 此の如くニして学者ハ政治家の奴隸となり国民ハ其の師父を失ひぬ 此の如くニして国会ハ開かれたり 民間党の代議士ハ国民の爲ニ政府と大衝突をなすの時ニ於て全国の大小学校の講堂ニ在りてハ則ち日々政府崇拜の道德を説教せられつ、ありき 所謂国家主義ハ君主々義を意味し政府ハ君主の政府を意味し君主の政府ニ抵抗するハ則ち不忠不義なりと説かれたれハなり

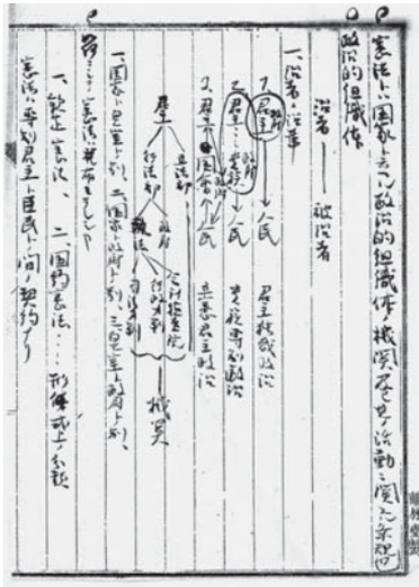
超然内閣、忠臣内閣も日二月ニ民間党の攻撃ニ追迫せらるゝが如く所謂国家的教育も漸く其の繁文縟礼ニ堪へすなれり 誠ニ見よ。かの大祭日毎ニ行ハさるべからざりける御真影礼拝の儀式も公然命令を以て省減を加へたるニ非ずや 是れ皮相の觀察を以てすレバ学舎と言へる限られたる区域の一小些事ニ外ならざるが如し 然れ共其の眞實ニ於てハ甚だ大なる変遷と言ハさるべからず 若し夫れ時の初めニ於て御真影礼拝の節減を唱ふものありとせよ 余ハ社会の攻撃百雷の一時ニ轟くが如くニ鳴り響き然かも其の人官吏ならバ免職、学生ならバ退学の嚴命ニ接したるべきを保証するなり 之を以て政府自ら節減を命令し社会ハ却て安き思ひをなすものと比較せよ 誰れか其の変遷の著しきニ驚かさらんや 而して御真影礼拝式節減の命令ハ則ち所謂国家主義ニ君主々義ニ政府万能主義が大頓挫をなせることの一端を示したるものなり 又たかの久米邦武氏が大学教授の椅子より放逐せられたるの一事を見よ 神道ハ祭天の古俗なりとハ是

れ彼れが自家の職分たる史学上の研究なり 彼が其の論文を公にしたる時二於て多くの学者ハ寧ろ之を歓迎せり 反抗ハ旧思想の遺物界より起り来りて之を政府ニ迫れり 曰く是れ我か国体を傷け皇室を軽するの大賊なりと 是れ政府が国家治安の主義として予ねて命令したるものと相符合するニ非ずや 政府爰ニ於てか黙止すること能ハズ既に数月を経過したるの雜誌ニ向て発売の禁止を命し久米氏ニ向て免職の嚴命を伝へたり 是れ果して所謂国家主義なるもの、勝利なりしか。然り之を表面より瞥見すれば然かりしが如し 然れ共事實ハ却て其の反対を証明したりしニ非ずや 此の一事ニ依りて先づ知り得たる所のものハ如何に我が国ニ於ける学問の独立が政治の爲ニ束縛せられ居るかと云ふことなり 如何ニ政治の奉措の笑止千万なるかと言ふことなり 而して社会の一般ハ彼の一团の固陋者とは是ニ服従したる政府とを嘲弄して久米氏ニ同情を表したりき 而して我が学問界ハ却て一の久米氏ニ依りて大ニ史学的智識を得るの便宜ニ接すること、なれり

夫れ此の如く所謂国家主義 君主々義 政府万能主義ハ着々として頓挫の兆候を示し来れり 一方ニ頓挫するものあれハ他方ニ勃興するものなかるべからず 敗北者あれハ勝利者なかるべからず 然らハ則ち勝利者ハ何物なるぞや

勝利者ハ果して何物なるぞや 政府万能主義ニ対する国民主義なり 君主々義ニ対する民主々義なり 國家主義ニ対する世界主義なり 之を万国の歴史ニ徴するに政治家ハ自己の權勢を鞏固ニし国民の心服を得んと欲するが爲めニ風教ニ対する權力を収めて自家囊中の物とすること常の手段たり かゝるが故に余輩ハ我政府の国民道德ニ対する方策を以て頗る敏聰のものなりと言ハさるべからず 然れ共政治家の權勢を維持するが爲に國家の進運を犠牲ニ供する能ハさるなり

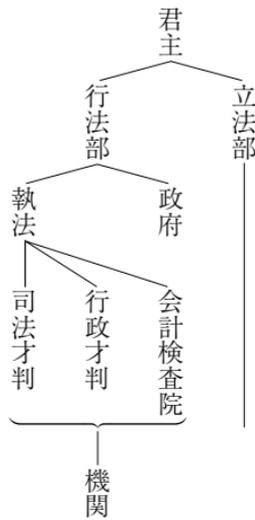
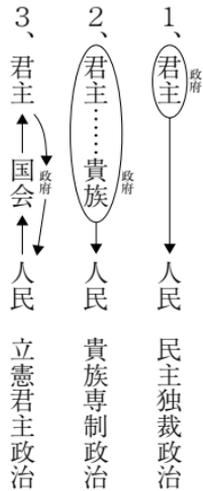
〔憲法トハ国家ト云ヘル〕



- 憲法トハ国家ト云ヘル政治的組織体ノ機関及ヒ其ノ活動ニ関スル条規也
- 政治的組織体

治者——被治者

一、治者ノ沿革



- 一、国家ト皇室トノ別、
- 二、国家ト政府トノ別、
- 三、皇室ト政府トノ別、
- 如何にニシテ憲法ハ發布セラレシヤ

類

- 一、欽定憲法、
- 二、国約憲法……形式上ノ分

憲法ハ專制君主ト臣民トノ間ノ契約ナリ

君主ト憲法トノ關係 君主之ヲ發布スルモ一旦發布シタル後ハ憲法ニヨリテ君權モ亦タ拘束セラレ君主若シ長ク憲法ヲ布カスンハ人民必ス進テ之ヲ取ルベシ

(日本ニ於ケル大勢ノ沿革ヲ徴スベシ)

一、十九世紀ハ君主專制ヨリ立憲政治ニ移ルノ時代ナリ(天下ノ大勢)

[欄外 封建制度ノ後ニハ君主專制來ル也]

一、徳川政治漸ク世ノ厭倦ヲ來タシ文臣貴族カ遺傳ノ政權恢復ノ希望ハ之ト相反比例シテ增長シ天下ニ一統君主政治確立ノ念熾ナリ(保守的革命)  
外交漸ク危險ナルト同時ニ諸侯ノ將軍ヲ經タルモノ漸ク多クヤガテ公卿ト諸權成リテ倒幕ノ次第ニ熟ス 而シテ徳川モ独断的ナ祖先ノ法ヲ破リテ朝廷ニ上奏シ諸侯ニ下問シタルコトヨリ天下ハ事ヲ共ニセネバナラスナリ 京都ニ於テモ味方ヲ多ク得ンガ為ニハ天下ヲ味方トセバナラヌ所ヨリ爰ニ「天下ト事ヲ共ニス公儀輿論ヲ呈ス」ノ格言ヲ成

立セリ(進歩的革命)

外交上ヨリ導火シ來リシ此ノ變動ハ飽クマデモ外交ト關係シテ終局セサルベカラズ 故ニ内政統一以テ外國ニ當ルノ必要ハ遂ニ強モノ分子ヲ吸合シテ主權一統ヲナセリ(攘夷主義アリ開港主義アリ、王權主義アリ実力主義アリ、貴族主義アリ平民主義アリ) 而シテ外来ノ新思想ハ不完全ニモ内國ヲ刺戟シテ一旦發表セル公儀輿論ニ鞭チテ進メリ(内國ノ事情)

一、先帝ノ崩御幼帝ノ即位、國家ヲ以テ自ラ任スル者ノ存在ハ國家ノ進歩速メタルコト疑ナシ(個人的勢力)

○公儀輿論ノ進化

初メ公儀輿論ノ文字現ハレタル頃ニハ未ダ人民ノ希望意志ト云フモノニアラスシテ単ニ諸侯ノ意見ト云フニ過ギサルモノナリ 而シテ政府政体稍々確立シ世情漸ク鎮靜スル時ニハ公儀輿論ノ感念次第ニ衰ヘテ政權ヲ私スルノ傾向起リ茲ニ政權上ノ争ヲ生ス 而シテ其ノ失意ノ地位ニ立テルモノハ自己ノ勢力ヲ強メンガ為ニ常々公儀輿論ノ味方トナレリ 木戸ガ

大久保ニ対シテ失意タルヤ則ヤ之ヲ唱ヘリ 板垣後藤等ガ征韓論ニ失敗スルヤ之を唱ヘリ 大隈ガ伊藤等ニ失敗スルヤ之ヲ唱ヘリ 而シテ此ノ如キ間ニ国民ノ間ニ公儀輿論ヲ以テ天下ノ事ニ来セントノ希望感情起リ内外相応シテ国会開設ノ詔勅トナリ憲法發布トナリ国会開設トハナレリ

第一期

諸侯——地方長官

第二期

国民中有数ノ人物

第三期

国民多数

而シテ今尙ホ第三期ニ達シタリト云フベカラズ

憲法ノ深見ハ国民ノ力多キニ居ルトノ確信アリテ初

メテ安全ナリ

天皇

○皇位ノ觀念ハ其ノ国ノ歴史ニヨリテ異レリ

一、日本ニテハ天皇ハ天神ノ子孫ナリトノ信仰ヨリ来タル故ニ皇位ハ皇家ノ所有ニシテ皇位繼承ノ如モ上古ハ天皇ノ随意ニ定ムル所ナリキ、政治上ノ組織発達シ権臣出ツニ及ビテハ皇位繼承ハ常ニ権臣ノ左右スル所トナレリ 是レ近代ニテノコト

ナリ今ヤ皇室典範ニヨリテ定メラル

一、支那ニテハ土地広ク民族多ク天神ヨリノ血統テフ觀念ヲ持ツ能ハズ 爰ニ於テカ天命ニ応シタル者ハ帝位ニ即クトノ信仰發生シタリ 故ニ其ノ帝位ニ在ル時ハ專制權ヲ有スト雖モ人民ハ天命ヲ楯トシテ革命ヲ起コスノ權利アリ

一、西洋ノ古代ニ於テハ撰挙セルモアリキ(是レ都市君主制度)

○憲法ニテ女帝ヲ聽サ、ルコトトナセリ 是習慣ノ

一変ナリ 其ノ理由ヲ推スルニ

一、上古ノ法ニアラストノ説 一、国家ハ男性的ノモノナル故ニ女帝ハ聽サストノ学理、

一、女帝ヲ立ツルトキニハ之ニ配偶ヲ求メサルベカラズ 而シテ其ノ夫ハ人倫上ニ於テ女帝ノ上ニアルベキナルニ其ノ妻ハ国皇ナルコトハ夫婦ノ関

係顛倒ストノ倫理説、

一、女子ノ能力ヲ認メサル風、

○第三条天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ

一、歴史の意義——神孫ニシテ臣民ト同一ニアラ

ズトノ宗教の信仰

二、政治的意義——天皇無責任——國務大臣ノ責任

○天皇ノ権能

一、相對的権能——一、立法権執行（帝國議會ノ

協賛ヲ要ス）。二、裁可セル法律ノ

公布及執行ヲ命スルコト。三、帝國

議會召集

二、絶對的権能——一、緊急命令ノ發布。一、官

制、官吏ノ俸給、官吏ノ任免。一、

軍事編制、常備兵願。一、宣戰媾和

條約締結、一、爵位勳章榮典授与、

一、大赦特赦、減刑、復権、

第二章 臣民ノ權利義務

○國家テフ政治的組織体アル以上ハ該組織体即チ法人ノ能力——政治的権能ナクンバアラス 而シテ該政治的権能ニ対スル國民ノ權利義務ヲ規定シ見ルモノ則チ本章ノ主旨ナリ

國家（政治的権能）對  
國民ノ權利  
國民ノ義務

○國民タルノ要素ハ別ニ法律ヲ以テ此ヲ定ム 既成

法典ニ在リテハ民法人事論第二章國民分限ニ於テ

（第一節國民分限ノ取得 第二節國民分限ノ喪失及

回復 第三節國民分限變更ノ方式及効力）ヲ以テ規

定セリ

國民分限ノ取得 一、國民ノ父母ヨリノ出生。

二、婚姻。三、歸化。

國民分限ノ喪失 一、随意ニ外國國民分限ノ取

得。二、婚姻。三、歸化。

國民分限ノ取得及喪失ニ就テハ其ノ國ノ政略ニ依リ

テ同一ナラズ 新開國等ニテハ其ノ同國民ニ多カラ

ンコトヲ望ム為ニ種々ノ方法ヲ設ク

○國民分限ヲ得ルコトニヨリテ國家ノ政治的権能ニ

對シ直ニ参与シ得ベキ能力ヲ有ス（第十九條）立法

行政上ノ官吏其ノ他公務

君主政治ノ下ニ在リテハ國民ハ世辭上ニ於テハ余リ

門外漢ニテ其ノ身ニ公的権能ヲ有セズ

○義務ノ種類 一、兵役ノ義務(身体上) 二十条

二納税ノ義務(財産上) 廿一条

○權利ノ種類

一、居住及移動ノ權(22)

二、法外ニ逮捕監禁審問懲罰サレサル

ノ權(23)

三、裁判官ノ裁判を受クルノ權(24)

四、法外ニ侵犯搜索サレサルノ權(25)

五、信書ノ秘密權(26)

六、所有安全權公是ノ場合ニ例外アリ

ノ規定(27)

七、信教ノ自由(28)

八、言論著作印行結社ノ自由(29)

九、請願ノ權(30)

○戦争其ノ他国家ノ事変ニ際シテハ必要上国家ノ安全ヲ保ツ為ニ個人ノ權利ヲ犠牲ニニ供セサルベカラサルコトアリ 故ニ第卅一条ノ規定アリ 然レトモ實際上国家ノ事変ナリト将ニ君主一個人嗜好事故ノ為ニ国家ノ名ヲ藉ルニ非ヤハ別問題ナラス

身体上

安全上

財産上

心意上

○国家主義ト個人主義 希臘羅馬等ニテハ人ハ総テ

国家ノ為ニ生存スルモノトシ国家ハ最上ニシテ申請

ナルガ故ニ其ノ国家ノ代表者タル国王執務官モ亦タ

神聖ナルモノトナシ其ノ位置ニ在ル間ハ不可侵の

モノトナシテ無上權ヲ有シ在職中ノ失政ハ退職ノ後

ニ之ヲ叱責セリ ナルガ故ニ希臘ニテハ共和制ヲ

理想シタリト雖モ是レ国家ノ前ニテハ万民同等ト云

フマデニシテ中ニ専制ノ精神ヲ藏セリ 則チ国家的

専制ナリ

チユートン種族ニテハ個人的服從主義ヲ理想セリ

故ニ階級制度ハ其ノ当然ノ結果ナリト雖モ此ノ兩主

義ノ蝕看ニヨリテ「君主の専制主義」「民主的共和

主義」ノ發生ナリキ

国家主義

個人主義

一、国家神聖万能

一、個人的服從義務

二、故ニ代表者万能

二、個人的差異

三、人民平等

三、階級

帝國議會

○貴族院、衆議院

○貴族ノ發生 戦争ニヨリテ強者ハ王トナリ王ノ

近臣トナリ社会ニ権力ヲ占有ス 而シテ土地人民ヲ有シテ政治上ノ権力ヲ掌ルモノ是レ即チ貴族ノ由来ニシテ或ハ文官アリ武將アリ僧侶アリ

○日本ニ於ケル貴族ノ分子 公卿、諸侯、僧侶

日本ニ於テ若シ法川末ノ外交ナリ 次第ノ発達ヲナストセバ此ノ三族ノ集会ト一面ニハ藩土地主商売等ノ集会出来シタリシナラン

○学校ト王室ノ關係 貴族ハ王室ノ藩屏ナリトハ歴史上ノ事實也

○貴族院ト衆議院ト両立スルハ主トシテ歴史の勢力ノ然ラシムル所ナリ

○欧洲ニ在リテ君主ハ金員ヲ得ルノ方法トシテ国会ヲ召集セリ

○歴史上ノ勢力トシテハ国民自ラ進テ参政権ヲ獲得セサルベカラズ

大地主ハ参政権アレトモ小作人ハ之ヲ得ズ 大

工業家ハ之ヲ有スレトモ労働者ハ之ヲ得ズ 男

子ハ之ヲ有スレトモ女子ハ之ヲ有セズ

○両院ノ理論的説明 下院ハ個人ノ利害ヲ代表シ

上院ハ国家ノ意思ヲ代表ス 是レ亦タ歴史の発達ノ半面ヲ見ル者 而シテ上院ノ代表スト云フ国家ノ意思トハ今日所謂国家ノ意思ニアラズ

米合衆国ニ在リテ下院ハ民意ヲ代表シ上院ハ一州ヲ代表ス 独乙ノ上院ハ各州主権者ノ團結セル主権ノ代表ニシテ下院ハ人民ノ意思ヲ代表ス

○議院ノ神聖及ビ議員言論ノ自由ハ元ト君主ノ圧政ニ対シテノ保護法ナリシ也

國務大臣枢密顧問

○豪族貴族等ノ大会ヨリ枢密顧問ヲ出ダシ枢密院ヨリ内閣ヲ出タリシナリガ歴史也

○大臣責任 大臣ノ副署ハ其ノ責任ヲ明カニス

司法

司法才判所 行政才判所

會計

○新税及税率変更ハ法律ヲ以テ定ム 国債及国庫負担ノ契約ハ議會ノ招賛ヲ要ス

先つ洗礼を伝道の精神ニ施すべし

○予算ハ毎年承諾、衆議院先議權

○行政ト立法 一 大權的限定歳出、二 法律結

果ヨリ来ル歳出 三 法律上政府ノ執務ナル歳出ノ

削減廢除ハ政府ノ同意ヲ要ス

○歳入出ノ監督 一 帝國議會ノ予算決議、二

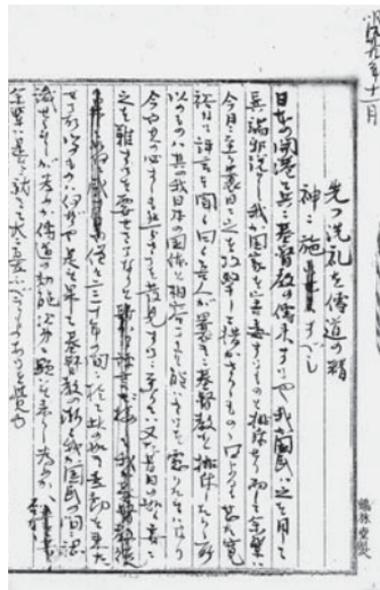
會計検査院ノ決算検査、三 決

算ニ対スル帝國議會ノ審議及ビ

行為（上奏、建議書）

202601-202608

先つ洗礼を伝道の精神ニ施すべし



日本の開港と共に基督教の伝来するや我が国民ハ之を  
目して異端邪説とし我が国家を害毒するものと排  
斥せり 而して余輩ハ今日ニ至り蠟日ニ之を攻撃し  
て措かさりしもの、口よりも甚た寛裕なる評言を聞  
く 曰く吾人が早きニ基督教を排斥したりし所以の

ものハ其の我日本の国体と相容ること能ハざるを慮りたれハなり 今や其の必ずしも然らざるを發見するニ至りてハ又た昔日の如く妄ニ之を難するを要せざるなりと 僅々二三十年の間ニ於て此の如き變動を來たせる所以のものは何ぞや 是れ果して基督教の漸く我が国民の間ニ認識せられしが為めか 伝道の効能次第に顯ハれ来りし為めか、否な、余輩ハ是れニ就きて大ニ憂ふべきものあるを覺ゆ

余輩ハ先づ我か日本の国体と言ふことニ就きて国民か一般ニ抱き来りし思想の如何を看るを要す

一、日本の皇室ハ天神の子孫なり

二、皇室と臣民の關係ハ先天的なり

三、皇權は絶対的ニして臣民ハ只た服従の義務を有す

故ニ我か国体論者の説ニ從て帝權を解釈せんと欲せば普通の帝王神權論を以てすることハ尚ほ充分なる能はず 真ニ帝王即神論を唱へざるべからず 此の如きが故ニ優勝劣敗の進化論ハ臣民先天的關係と相容れざる所あり 憲法政治ハ絶対的帝權と兩立せ

ざる所ありて直ちニ勝利を占むること能ハさりしと雖も而かも総ての根本とも言ふべきハ「皇室ハ天神の子孫なり」の一句ニ在るを以て此と全く相異れる宇宙的ニ神を晩棄とする基督教ニ對しては死力を尽くして反抗せざるべからざるハ論なきのみ 然るニ今日ニ至りて彼等反對論者の中「基督教必すしも我が国体と容れざる事ニ非ず」と言ふものあるハ余輩の甚た訝かる所ニして是れ論者の国体説か進化して復た往日のものと同じからざるニ非すんハ基督教の主張變化して却て論者の不安の念を薄らがしめたるニ依らすんハ非ず

進化論の我が学文界ニ全勝を占めたるが如く憲法政治の君主独裁政治ニ代はりたる如く帝王神權説若くハ帝王即神説も大ニ變遷したることハ余輩の慥かに認識する所なり 伝來の国体論か復た旧觀を保守する能はざるハ此の如くなりと雖も當の敵なる国体論の緩和に連れて基督教徒の精も亦た大ニ衰弱したること疑ふべからざる事実なり 政治上ニ於ける所謂歐化主義の失敗して国家主義の勃興するや基督教

の伝道の上ニ一大恐慌を來たし其の伝道の方針としてハ烈火の洗禮を施こさんと云ふ急激主義を棄て、一二調和主義を執ること、なれり ア、調和主義、其の言何れも優ニして美なるや 然れ共既ニ調和主義を執ること、なりてハ教徒が唯一の誇なる十字架の聖血は余リニ過激ニして異なること、なるニハ非ずや 伝道の精神衰へさらんとするも謂べからず 信仰冷却せさらんと欲するも謂べからざる也

夫れ我が国伝来の国体的保守主義ハ天下の大勢上失敗の伝地ニ立てりと雖も多年の勢力常に一朝ニして全滅すべきものならんや 国体論の旧觀最早や之を主持すること能ハす是ニ於てか彼等は極めて惻惻の方法を案し名を避けて其の実を把らんとせり彼等謂へらく儒教の道既ニ我が新国民の道德の標準とするニ及はず去らバとて宗教を以て道德の標準とするハ近世学者の聴きたる所（基督茲新に巧みニ排斥せられぬ）而して我が日本国民ニハ歴史的特性の存するものありて此の特性ハ之を維持し發揚せしめざるべからずと 而して目を揚げて看れバ万世一系の天皇

嚴として在ます 若し神道を以て日本国民道德の規範とすとせんか 茲ニ宗教上の争議を惹起すことを免れずと雖も仮りにも宗教上の臭味を避けて天皇を以て国民の模範とすると云ふニ至りてハ何人と雖も之を否なむ能ハさるの勢あり 社会か趨勢此の如く保守的的反動の力大ならんとするの時ニ当りてかの教育勅語なるもの、降下するに遭へり

保守的的反動の風吹きすさびて基督教の旗幟稍か動くの時ニ於て降下せる教育勅語なるが故ニ之ニ對する基督教徒の行為ハ大ニ將來の爲めニ熟慮決定する所ならんハあらざりしなり 日本ニ於ける大小学校ニ於てハ此の勅語を以て国民道德の原則となせり 而して基督教の学校に於ても遂ニ之ニ倣へるものを生したりと聞くニ及びて余輩ハ我が基督教界の無氣力ニして殆ど為すニ足るものなるを悲しめり 他人をして偶像教徒たるやの疑を抱かしめさらんが爲めニハ偶像ニ供へたる菓物だも之を食ハずとハ是れ伝道の活力を解する者の注意する所なり 苟も保守的的反動の渦巻中ニ立ちて基督教の練磨進歩を企て文部省

的勢力ニ対して真ニ社会改革の実効を挙げんと欲するものは一時の攻撃、目前の窮迫の爲めニ節を折りて菊安を求むるが如きことあるべからず 余輩ハ基督教の学校ニ於て勅語拝読等の儀式を連用せるものに向て諸君ハ果して世人の攻撃より基督教を救はんが爲めに然かなせしニ非ずやと問はんと言ふ 而して諸君より神の前に立ちて愧つるなき真実の答を得んことを欲するなり

昔の大伝道者は先づ時の王公を説き伏せんことニ力を尽くせり 是れが爲めニハ身を犠牲ニ供したるもありき 此れ実ニ基督教の歴史を照らす光明なり 而して今や我が国の基督教徒ハ其の行為ニよりにて政府の権力を恐るゝものなることを自白せり 世論の攻撃を恐るゝものなることを自白せり 然かも尚ほ且つ十字架の血を讚美し社会の改革を唱道す 是れ実に偽善の巨魁ニ非ずや

今の伝道を説くもの個人的伝道より漸く進みて社会的方法を執忘却せるものに非ずして何ぞや 此の如き誤解の宗教家が取るの道は則ち二あり 一ハ政治

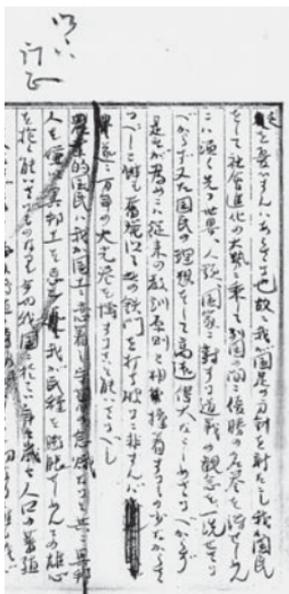
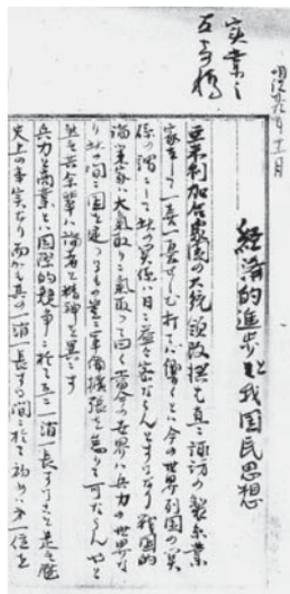
の奴隸となりて浮華の榮譽を貪ることなり 他ハ高踏隠退して浮世の外ニ独自一己を保つことなり 当今の我が基督教ハ未だ政治の奴隸となるまでニ墮落せずと雖も一旦政権ニ媚ふるか緒を開きし結果ハ伝道の精神頓ニ挫けて茲ニ有力なる教徒をして教外の俗界ニ転せしめ又た心情可憐なる教徒をして伝道を抛ちて軟弱なる文学ニ慰安を求めしむるニ至れり 夫れ伝道とハ病めるものを救い歎くものを慰むるのみ的事ニあらずして神の正道をして人生社会に成就せしむるの謂にあらずや 然らバ「政治」と云へる人生の大現象大關係をして其の伝播を神の正道ニ求めしむることハ豈ニ伝道上の大急要なるニ非ずや 政治家其の人ニ神を信せしむるも伝道なり 去れど政治其のものをして其原則を神の愛に求めしむることとは更ニ大なる伝道の義なりと信す 而して時事は実ニ我国に於て尤も必要なる事業ニ非ずや 若し我が伝道の方針にして此の如く一新せんか今まで沈黙し居りたる二千五百年來涵養の保守的思想ハ猛然憤慨して相争ふなるべし 余輩は元より之を待ち望む

ものなり 何となれハ此の大争議ハ必ず一たび伝道すべきものなるニ今日の我教徒の如く一時の平安を貪りて自ら戦を避け居る時は遂ニ精神死し信仰滅却するニ至るべく基督教をして勝利を得せしめんと欲せば速に此の大争議を挑むの外また良方便あらざればなり

勇氣ハ進取と共に増長し信仰ハ退讓と共に冷却す生命を得るの道ハ只た進取ニ在り 基督教の歴史ハ戦争の歴史なり 大勝利を得んとせば大戦争を開かざるべからず 敢て問ふ我が基督教徒の所見如何

202701-202719

経済的進歩と我國民思想 (抹消部分)



農業的國民ハ我カ国土ニ恋着シ守旧の念熾なりト共ニ異邦人を嫌イ異邦土を忌ミ我ガ民種を膨張セシムルとの雄心を抱ク能ハサルものなり 今ヤ我國に於テ八年々歳々人口の蕃殖著大なるガ為メニ海外移植の奨励をなすこと切なりト雖モ我ガ國民ニハ何分にも「人間到處有青山」の大決心を以テ海外殖民をなすの精神なし 素養なき國民の常トハ言ヒながら実ニ患フべき至ニ非ズヤ 葡萄牙、西班牙等ガ新陸発見の名譽を負ヒながら却テ英國民をして永久の主人公たらしめシ所以のものハ何ぞヤ 彼等折角ニ恋郷心ニ支配セラレテ世界大の思想無キガ故ニ非ズヤ新地の財貨を掠メテ故國ニ運コビ以テ榮の得たるものとなすが如キ狭量の心底ニテハ到底最後の勝利者たること能ハサル也 世界大の思想ニハ先づ万民同胞の博愛的道義心を要す 此の道義心ハ同祖先、同血統ト云ふを以テ至極とする理想ニ比スレハ遙かに其の上ニ在るものなり 此の心ありテ亞米利加の移住民ハ其の本国と戰テ合衆國建設の美拳を成就セリ 而シテ尊王攘夷の題目を唱ヘテ明治の改革を成セリ

我カ日本國民ハ最も此の理想と道念とに欠くる所あり 烈火の如キ洗禮を施スニ非ズんバ我ガ國民の前途甚だ危険なりと言フべシ

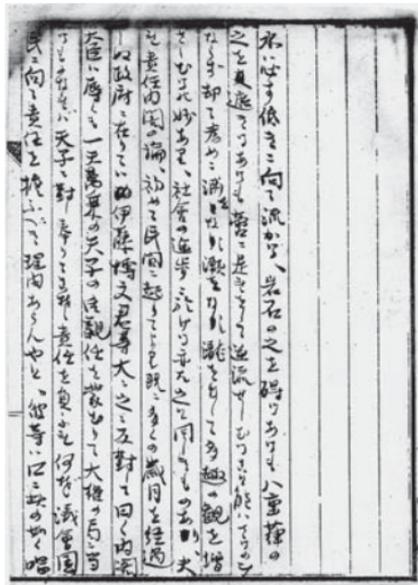
若シ階下の順序よりセバ國と國との連結或ハ融和ハ第一ニ戰爭ニ依リ次ニ通商貿易ニ依リ最後ニ四海同胞、万民平等の道念ニ依リテ鞏固なるものとなるべきかなレ共道義の觀念既ニ大ニ發達シテ戰爭すらも世界の大義ニ協ふものならされバ蕃門の同情を得る能ハサル今日ニ當リテ通商貿易の事豈ニ何ぞ此の道念を忽ニして可ならんヤ 世界各國の民ハ其の主權者を異ニシ風俗を異ニシ宗教を異ニシ言語を異ニするガ為ニ互ニ反目軋轢す 此の如キハ平和の理想ニ協はず人類交際の道義ニ反クものなり 而シテ通商貿易ハ能ク此の間ニ立ちテ彼此をして接近セシメ融和セシメ此の理想と道念ニ適合セシメントするガ故ニ極めて尊貴なり 之を是レ顧みず只だ利を獲るを以テ終局の目的とするものあらバ余輩之ニ聽すニ大商國民の名号を以テすること能ハサルなり 今ヤ世人口を開けば則チ『實業』々々と曰ふ 余輩

ハ戦争の悲劇をのみ喜び唱へし日本國民が實業を論ずるニ至りし變遷を喜ばざるニあらず 然れ共武士國を支配せる一種の理想と道念ハ其の勢力を失つて興業貿易の新國民を奮勵し規律するニ足るべき新理想新道念の之に代ハるものなきや 彼等の胸底唯た『利』のみなるハ実ニ警戒を要する所なり 而して今日の青年輩ニ於て特ニ此の傾向あるハ別けて痛心すべき所とす

余ハ既ニ多言せり 言語空漠為めニ讀者をして余が真意を解する能ハざらしめんことを恐る 乞ふ之を約言せん 余ハ世界の大勢ハ戦争衰へて商業熾盛なるべきことを信するものなり 余ハ商業の奧義ハ単ニ利ニ在らずして世界的親和なる大目的ニ在るを信するものなり 而してシベリヤ鉄道、ニカラガ運河ハ將ニ端なくも我カ日本をして世界の中心たらしめんとすることを信するものなり 故ニ我日本國民たるものハ遺伝と習慣とより脱し農業的独尊的排他的の故態を棄て、商業的独立的平等的博愛的の精神を涵養し世界統合の主人たることを期せざるべからず

と信するなり 余ハ所謂實業家ニあらず 諸君が所謂空論家なるものなり 余ハ空論家と呼ハるゝを耻となさず 唯だ常ニ我カ實業家及び國民が空論家の言ニ顧るの雅趣と宏量とあらんことを祈る

〔水ハ必ず低き二向て〕



水ハ必ず低き二向て流かる、岩石の之を碍るあるも  
 八重葎の之を遮きあるも菅ニ是れをして逆流せし  
 むること能ハさるのみならず却て為めニ浦をなし瀬  
 をなし瀧をなし多趣の觀を増さしむるの妙あり、

社会の進歩ニ於ける亦た之と同しきものあり、夫れ  
 責任内閣の論、初めて民間二起りてより既ニ多くの  
 歲月を経過しぬ 政府ニ在りてハ伊藤博文君等大ニ  
 之二反対して曰く内閣大臣ハ辱くも一天万乗の天子  
 の御親任を蒙りて大権の為ニ当るものなれば天子  
 二対し奉りてこそ責任を負ふれ何ぞ議會国民二向て  
 責任を擔ふべき理由あらんやと。彼等ハ口ニ此の如  
 く唱ふるのみならず身を以て努めて之を實行し来れ  
 り、此の一事ニ於てハ彼等ハ能く言行一致の美  
 —— 若し是をも美と云ふべくんバ —— を成し遂  
 げたりき、此の如く非責任論の火の手焰々として当  
 るべくも見へざりければ薄志の徒、時ハ或ハ嘆息流  
 涕して一生の中ニ責任内閣の曙光ニ浴する能ハざら  
 んかと怨みける  
 去れど案するよりハ産むか易しとの俚言ニ洩れず望  
 洋の歎ニ堪へさりし責任内閣の山の端ハ水天髣髴の  
 間ニ青一髪を画せるニ非ずや。盖し世上の事ハ頗る  
 滑稽なるが多し、嘗て陰陽両電の如く其の性質を異  
 ニしたる伊藤内閣と自由党とが異なる縁ニて手を携

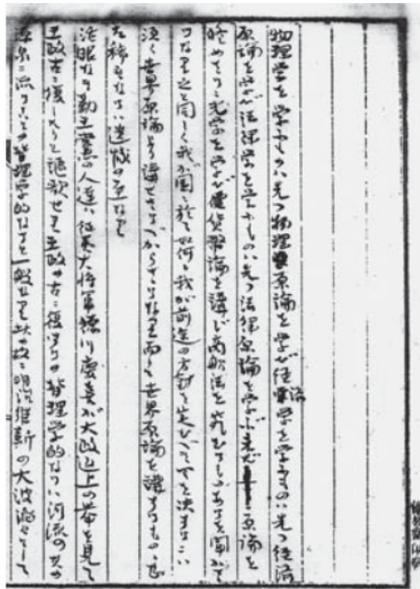
〔水ハ必ず低きニ向て〕

ふるや、世の自由党を攻撃するものハ即ち曰く是れ自由党が伊藤内閣ニ降参したりしなりと、論者の言ふ所一理なきニあらずと惟も之を一面より観察して伊藤内閣が自由党ニ降れるものと云ふも敢て必ずしも証言ならざるべきを信するなり、かるが故ニ自由党が大隈伯の入閣を断して排斥するニ及び博文君も板垣伯と共に内閣を捨てたるなり、此の如きことハ旧時の博文君としてハ有る間敷き所作なり、然かのみならず第二伊皿子会ニ於てハ博文君自ら大隈松方二伯の入閣を発言し多数大臣ハ即ち之を賛成したりと云ふニ非ずや、而して一板垣伯の反対ニ依り博文君忽ち掛冠の所作ニ出づ、理ニ於て甚だ解し得ざる所。而して其の理ニ於て解し得ざる所ハ即ち曩きニ自由党か伊藤内閣ニ降参したる時、博文君亦た自由党ニ降参したりし明証と言ふべきなり。試ニ思へ曩きニ板垣伯の伊藤内閣ニ入りし所以のものハ仮令如何ニ之を弁解すと云ふと惟も、其の自由党を引き入れたるニ相違なきハ到底弁護し得ざる所なり。故ニ責任内閣の航路ニ於て此の時既ニ一木葉の海波ニ漂

ひ来れるニ逢へる感なきに非りき。

伊藤内閣と自由党との提携と云へる演劇ハ滑稽ニ始まりて滑稽ニ「ハネ」を告げたり。而して今日僅かニ其の感を告げたる松方大隈等の内閣ハ一大長足を以て責任内閣の道を走るものと云ハざるべからず。之を過去の事実に徴するニ、松方伯の如きも初めハ非責任党の一人なりしニ相違なかるべし、超然内閣党の一人なりしニ相違なかるべし、然れ共今日に至りてハ全く翻然として其の思想を一新せざるべからず、余輩ハ新内閣ニ尚ほ老朽分子の「情実」なる蔓草ニ纏ハられて留存するを見るや甚だ不快ニ絶えざるものありと惟も、筭筆が一夜ニして伸ひるが如く責任内閣の岸ニ向て非常の速力を以て進行したりし一事ニ就てハ大ニ之を祝賀せずんハあらざるなり。

〔物理学を学ふものハ〕



物理学を学ふものハ先づ物理学原論を学び経済学を学ふものハ先づ経済原論を学び法律学を学ふものハ先づ法律原論を学ぶ 未だ原論を修めざるニ先学を学び貨幣論を講じ商船法を究むるものあるを聞かざる

なり 之と同しく我が国ニ於て如何ニ我が前途の方針を定むべきやを決するニハ須く世界原論より講せざるべからざるなり 而して世界原論を講ずるもの、甚た稀れなるハ遺憾の至なり

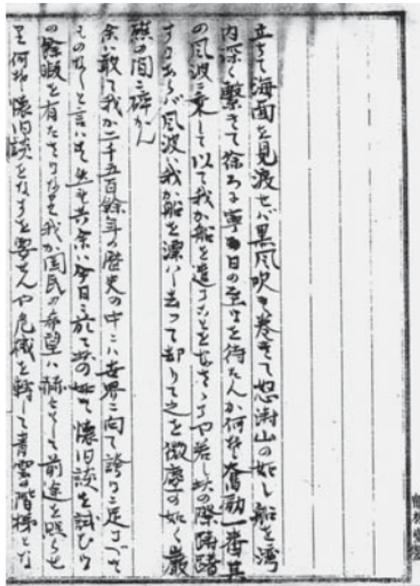
活眼なる勤王党の人達ハ征夷大將軍徳川慶喜が大政返上の拳を見て王政古二復したりと謳歌せり 王政の古二復するの背理学的なるハ河流の其の源泉二流ることの背理学的なると一般なり 此の故ニ明治維新の大波滔々として民主的思想の勃興し是ニ連れて百般の制度皆な改革せらるゝを見るや夫の勤王党の人々ハ大ニ驚けり 『尊王攘夷』を以て徳川將軍を苦めたる人々が一朝政權を己の手ニ収むるや却て我より開港貿易をなすを見て勤王党は憤れり 特ニ知らず徳川將軍をして大政返上の窮策ニ出たしめたる主動力の何物たるを。是れ決して薩長諸士の肝胆ニてハ非るなり 後藤象二郎の雄弁ニてハ非るなり 實ニ此等の諸役者を載せて走りし社会進歩の大勢テウものの力ニてありける 此の大勢ハ曾て政治の大權を天子の御手より外戚の掌中ニ移つせり 又た曾

て文弱権門の手中より奪ふて武士が健強なる腕上ニ与へたり 武門が政権を左右せること実ニ六百有余年『大勢』先生の好奇なる復たも之を奪ひ取りて更らニ何物かの頭上ニ置かんとせり、勤王党の人々ハ再び天子の御手ニ帰すべきものと信したりき去れど大勢先生ハ新奇を喜ふものなり 而して先生の眼を喜ばすニ足るべき候補者ハ既ニ準備されて在りき 新候補者とハ誰ぞや 『人民』是れなり 憲法の發布、国会の開設、内閣の責任、是れ皆な王政復古党の理想ニハ適ハさるものなり 去れど王政復古ハ大勢先生の好まざるものたるを如何ニせん 此の如き進歩あるの他方ニ於て我國の境界ニ関する大進歩ハ発顕せり 理学の進歩ハ世界を縮め交通の發達ハ今まで『国境』テウ半天然半人為の柵ニよりて區別せられたる言語、思想、習慣、法律を相混化して漸く国家の必要なりし所以を減せんとするニ非ずや 外邦人ニ対する憎惡の念が漸く亡ふるだけ國家ニ対する忠義の心ハ次第ニ薄らくハ実ニ勢の已むを得ざる所なり 然り而して余輩ハ正に此の間ニ於

て世界的進歩の着々として成効しつゝ、行くを見て欣喜ニ堪えず

人或ハ余輩を目して国賊と罵らん 余輩ハ果して国賊の名称を受くるニ適當なりや否やを自ら解する能ハすと雖も過去及び現在の國家なるものが最上尊貴のものなりとの信仰を固守する能ハさるハ自白して憚らざる所なり 日本を以て世界となせる時ニ當り徳川幕府を以て忠義の本尊となせることの愚なりしを知るものハ今日及び今日以後ニ於て歴史的なる一邦一國を以て忠義の本尊とすることの愚なる所以も亦た自ら解得すべけん

〔立ちて海面を見渡せば〕



立ちて海面を見渡せば黒風吹き巻きて怒涛山の如し  
 船を湾内深く繋ぎて徐ろに寧日の至るを待たんか  
 何ぞ奮勵一番其の風波ニ乗して以て我か船を遣るこ  
 とをなさゝるや 若し此の際躊躇するあらば風波ハ

我か船を漂ハし去つて却りて之を微塵の如く巖礁の  
 間ニ碎かん

余ハ敢て我か二千五百余年の歴史の中ニハ世界ニ向  
 て誇るニ足るべきものなしと言ハす 然れ共余ハ今  
 日ニ於て此の如き懐旧談を試むるの余暇を有たざる  
 なり 我か国民の希望ハ赫々として前途を照らせり  
 何ぞ懐旧談をなすを要せんや 危機を転して青雲の  
 階梯となすべき事業と責任とハ我か国民の頭上ニ臨  
 みつゝあるニ非ずや 墳墓の中ニ眠るの祖先を称揚  
 するハ墮落者のことなり 卑怯者のことなり 決し  
 て我か国民のなすべき所ニあらざるなり

今や我か国民ハ立憲代議政治の国民なりと称す 然  
 り帝国憲法ハ発布せられたり 帝国議會ハ開設せら  
 れたり 以て立憲代議政治の国民なりと言ひ得べき  
 か 若し然らハ立憲代議政治たる真ニ易々たるもの  
 ニ非ずや 南洋の蛮民の上ニも憲法ハ之を布くを得  
 べし 氷洲の野人の間ニも国会ハ之を開くを得べし  
 此の兩者を得たること豈ニ必ずしも我日本国民の光  
 榮ならんや 要ハ我か国民が能く其の実効を拳け其

〔立ちて海面を見渡せば〕

の進歩を期し得ると否と二在り

万民の歓声湧くか如きの間ニ憲法ハ發布せられ国会ハ開設せられたりとハ我か国民か世界ニ向て自ら誇稱する所なり 之を歐洲諸国の歴史ニ徴すれば国民カ大政参与の権利を得るニ当りてや帝王の压制あり国民の反抗あり劍鋒ひらめき彈丸飛び屍ハ山と積み血ハ河と流れ斯くて殺氣腥風の間ニ国民参政の大権ハ確かめられき 之を以て我国ニ比す泰西諸国の看て以て史上の一奇蹟となす 必ずしも過言ニ非ざるなり 余ハ我國民カ大平無事の間ニ立憲國民たるの榮譽を獲得したりしことを賀す 然れ共勞せずして得たるものハ能く其の物の真価を知らざる多し 我カ國民の立憲代議政治ニ於ける亦た然るものなからすとせんや 余ハ正ニ是れあるを信するなり 茲ニ於てか立憲國民の靈名ありて其の実蹟拳からざるなり 怪む勿れ彼等ハ立憲國民の外皮を着くと雖も其の思想の未だ之二伴ハされハなり 故ニ余輩ハ断言す 我カ國民の最大急務ハ則ち根本より其の思想を革新するの一事ニ在りと

試ニ問ハん我帝國憲法ハ如何ニして出でしやと 之

ニ対する最も簡單ニして而かも人をして一点の非だも容る能ハさらしむる答弁ハ則ち是れなり 曰く我帝國憲法ハ畏くも叡聖文武なる天皇陛下が大慈大悲の大御心を以て下だし玉へる惠賜なりと 余輩ハ或る程度まで此の答弁を承認す 然れ共未だ決して満足すること能ハざるなり

若し人あり汝ハ如何ニして生れたりやと問ハ、吾人ハ如何ニ答ふべきや 我が父母実ニ我を生めりと言ハんか 然り父母の我を生めるニ相違なしと雖も父母ハ我を生むの自在力を有するニあらざるなり 父母ハ我を生まんと欲して必ず生み生まさらんと欲して必ず生まさるの力を有つニ非ざるなり 男を生まんと欲して必ず男を生み女を生まんと欲して必ず女を生むの力を有つニ非ざるなり 其の近因なる父母を認めて而して他の更ニ大なる靈妙力あるを識らざるハ未だ以て真の我を知るものと言ふべからず 其の当然保有する以上の力を以て之を父母ニ帰す 是れ父母をして僭越の地ニ立たしむるものなり 是の如き

ハ則ち孝の道ニ非ず 彼の靈妙力あるを認むるなく之を蔑如するハ則ち真理ニ忠なるものと言ふべからず 我憲法国会の源因を討究する蓋し亦た同しきものあらん

余輩ハ我帝国憲法発布の原因を論するニ先ち暫く去りて外国の歴史を尋ねんと欲するなり 我か国民ハ大英国憲法の基礎たるジョン王の大憲章なるものを知らん 大憲章なるものハ王が貴族国民の反抗ニ依りて余儀なく之を發布したるものなるを知らん 故ニ之を發布すと言ふと雖も実ハ貴族国民の爲ニ奪ひ取られたるものなるを知らん 大憲章ハ実ニ此の如くして出てたり 然れ共仮りニ此の歴史を取り除きて独り大憲章の法文をのみ見せしめバ則ち如何 乞ふ試ニ大憲章の前序を看よ

神明の恵愛を受けたる英国皇帝愛蘭王ノルマン王アツクイティン公アンジュー伯ジョン爰ニ親ら爾等諸の大僧正僧都侯伯裁判官山林官知事及其他有司と朕か忠愛なる臣民とニ詔す 爾家庶欽て之を聴け 朕今親ら神明ニ誓ひ朕并ニ

朕が祖先の聖靈と朕か子孫を安慰せんが爲め又神明并ニ聖会を尊敬せんか爲め又朕か帝国を安寧ならしめんが爲め朕か国老と議し神明に誓ひ茲ニ大憲章を準許す

嗚呼何ぞ夫れ森嚴なるや 之を読むもの誰か貴族国民の反抗ニよりて降服的ニ准許したるものなりと思はんや 茲ニ於てか世人ハ必ず會得せん 憲法の本性實質を知らんと欲せば単ニ其の形体ニのみ擣るべからず 必ずや其の此ニ至りし歴史の潮流を探究せざるべからざることを 又た必ず悟了せん 法章の真義ハ文字の末ニ拍々たる法家の能く尽くす所ニあらざることを 余輩豈ニ妄りニ我帝国憲法を以て之をジョン王の大憲章と同一視するものならんや 而して余輩の之を挙げたる所以のものハ他なし 我か国民の余りニ容易く憲法を得たる遂ニ其の真義を探くるの勞を執ることを嫌ふを憂ふるや 若し外觀ニよりて浮靈の解釈をなすあらバかの大憲章も亦た是れ洋々たる和采の間ニ公布せられたるの觀あるを知らしめんが爲めなり 蓋し大憲章か平和ニ得られた

〔立ちて海面を見渡せば〕

るものならざるハ児童走卒も能く知る所なれハなり  
余輩ハ帝国憲法の発布ニ就て我天皇陛下の高徳を讃  
美せずんばあらず 然れ共是れが平和の発布を見た  
る所以のもの豈ニ社会の大勢と国民の勢力との致す  
所ニして此の大勢と勢力とを覬取して其の進歩ニ後  
る、の誹なからしめたるハ天皇の高徳と補臣の敏慧  
とニ依らざるべからず 故ニ余輩ハ謂へらく後者の  
徳を讃するを知るものハ須くまた前者の力を称揚す  
るを怠るべからずと 況や立憲的政治ハ民主的政治  
なり 国民ニして自己の勢力を無視するハ則ち自ら  
悔る所以なるをや

之を歴史ニ考へ之を諸国の實際ニ比較するニ余ハ憲  
法なるもの、本性を以て專制的君主と国民との間ニ  
結ハれたる一個の契約なりと云ふの適當なるを信ず  
（共和国の事ハ暫く之を措く） 憲法の母国と称せら  
る、英国の大憲章ハ則ち最も著く之を証明するもの  
なり 人或ハ余輩を以て我帝国憲法を蔑如するの大  
罪人なりと言はんか 余輩ハ則ち答て言はん 是れ  
即ち我憲法の章條ニよりて自ら明々白々たりと

我か帝国憲法を知らんと欲するものハ先つ須く明治  
廿二年二月十一日を以て公ニせられたる憲法発布の  
勅語を読むべし 中ニ謂ふあり

曰く『国家統治の大権ハ朕か之を祖宗ニ承けて之  
を子孫に伝ふる所なり 朕及ひ朕か子孫ハ将来此  
の憲法の條章ニ循ひ之を行ふことを愆らざるべ  
し』

又曰く『朕ハ我国民の権利及財産の安全を貴重し  
及之を保護し此憲法及法律の範圍内ニ於て其享有  
を安全ならしむべきことを宣言す』

又曰く『将来若此憲法の或條章を改定するの必要  
なる時宜を見るニ至らば朕及朕か継統の子孫ハ發  
議の權を執り之を議會ニ付し議會ハ此の憲法ニ定  
めたる要件ニより之を議決するの外朕か子孫及臣  
民ハ敢て之か紛更を試ることを得ざるべし』

又曰く『朕か在廷の大臣ハ朕か為ニ此憲法を施行  
するの責ニ任すべく朕か現在及将来の臣民ハ此憲  
法ニ対し永遠ニ従順の義務を負ふべし』

若し憲法ニして君主か臣民ニ向て發したる命令なら

んニハ之ニよりて羈束せらるゝものハ臣民のみ 命令を發したるの君主ハ何の関ハる所もあるべからず 然れ共憲法ハ則ち何を規定するや 君權其れ自身の發動作用も亦た実ニ其の制限束縛する所ならずや 誰か立憲国の君權を以て憲法以上ニ超然たりと言ふ 憲法ニして一たび実施せらるれば君權の發動靜止一ニ其の定むる所ニ循由せざるべからざるニ非ずや 君權を以て随意ニ憲法を廢止せんと欲するも能ハざるニ非ずや 其の一條一項を改易せんと欲するも能ハざるニ非ずや 看よ君權ハ最早や憲法外ニ超然たるニ非ずして全く憲法の圈内ニ在ることを 故ニ余輩ハかの妄ニ君權を擴張するを以て君主ニ忠なる所以なりと誤解するの徒ニ告げすんハあらず 若し強て君權の擴張を欲せば寧ろ憲法を廢止し專制政治の昔ニ復するの道を求むるニ如かず 然らすんバ社会の大勢公理の指導する所ニ從て当然の位地ニ安せざるべからずと 國務大臣か国民ニ対して天皇補弼の責任を負ふべきやハ曾て我國ニ於て頻りに討論せられたりき 今日

と雖も大臣無責任論を唱道するもの決して絶へたるニ非るなり 抑も無責任論者の依りて以て根柢となす所ハ我憲法の法條ニ在り 余輩ハ一國の政治史を措きて徒らニ法文の解釈ニ拘々たるの輩と鋒を交ゆるを好まず 然れ共彼等ハ仮るニ泰西学者の理論を以てし乘するニ我が国民の守旧的思想を以てす 打破せすんバ決して禍なしと言ふべからず かの大臣無責任を唱ふの徒ハ曰く謹て帝國憲法を案するニ其の第五十五條ニ於て記して曰く「國務大臣ハ天皇を補弼し其の責ニ任すと 是れ則ち國務大臣が天皇ニ対して責任を負ふとの義なり 決して國民或ハ帝國議會ニ対するの義ニあらざるなりと 此の争や蓋し文法上の見解ニ過ぎず 茲ニ於てか更らニ法理上より之を弁護するもの出てざるべからず 曰く天皇が神聖ニして侵すべからざるハ大憲の明証する所なり 天皇ニして國民或ハ帝國議會ニ対して憲法施行の責任なしとせば此の無責任なる天皇の爲ニ他ニ代りて其の責ニ任すべきものあるの理なし 然らハ則ち憲法第五十五條の真義の存する所亦た自

ら明白ならずやと

余輩ハ論者の文法的解釈ニ就て既ニ異議なくんハあ  
らず 然れ共故らニ弁を費さゝるべし 只た其の法  
理的解釈ニ向てハ之を閑看する能ハさるなり 余輩  
ハ復び憲法発布の勅語を閲読することを希望せすん  
ハあらず 夫れかの勅語ハ家庶臣民ニ向て発し玉へ  
るものニ非ずや 此の時ニ当りて『朕が在廷の大  
臣ハ朕が為ニ此憲法を施行するの責ニ任ず』と言へる  
森嚴なる文字ハ如何ニ之を解すべきぞ 余輩ハ彼の  
文法先生ニ向て尚ほ此の場合ニ於ても所謂施行の責  
任ハ大臣之を天皇ニ負ふの謂なりや否を質問せんと  
欲するなり 夫れ國家の機関ハ憲法の條規ニよりて  
運轉せらる 故ニ若し政府ニして憲法違反の案件を  
以て之れか協賛を議會ニ求めんか議會ハ即ち憲法違  
犯を以て之を排斥せざるべからざるなり 政府若し  
憲法違反の行為を以て之を臣民ニ強いんか臣民ハ宜  
く憲法違反を以て之ニ従ふべからざるなり 若し夫  
れ枉けて之ニ従はんか臣民たるもの却て違憲の非行  
を成就せしめたるの汚辱を蒙らざるべからず 何と

なれハ此の如き臣民あることハ則ち立憲國の名誉を  
毀損するものなれハなり 仮りニ万代の後我憲法を  
無視するの天皇出て来るとせよ 憲法違反の行為あ  
りとせよ 然れ共我臣民ハ天皇ニ對して陛下ハ憲法  
違反の非行をなせりと難すること能ハさるなり 茲  
ハ天皇ハ神聖ニして侵すべからされバなり 神聖ニ  
して侵すべからざるが故ニ天皇ハ法律の上ニ於ても  
徳義の上ニ於ても其の惡為非行を鳴らす能ハさるな  
り 即ち神聖ニして侵すべからすとハ君主ハ惡を為  
す能ハすと云へる英國憲法上の格言と其語異ニして  
其義相同し 只だ其の詞ニ權威を附加したるニ過き  
ざるなり 君主ハ惡を為す能ハすと雖も是れが為め  
に其の為す所皆な善行美事なりと言ふべきニ非ず  
君主ニして無辜の頭を斬らんか平民ニ在りてハ即ち  
殺人犯の罪名を免るべからすと雖も『君主ハ惡をな  
す能ハす』の格言ハ之を惡事とせざるが故ニ其の責  
任ニ當るべからず 然れ共眞に之を轉換して故ニ君  
主の無辜を殺したることハ善行なりと言ふ能ハさる  
ハ論理の方則ニ徴して知るべし

魔風ハ農民の子弟を捲かんとす

浩歎生

1  
 魔風ハ農民の子弟を捲かんとす  
 浩歎 生  
 総ては、都舎地より漸く田舎に向へ傳播するも  
 のあり、今や日本に於ける婦人玩弄の悪風俗ハ至る  
 所ニ瀾蔓して質朴を以て称せられたる農民の子弟も  
 亦た其の感染する所となれり。  
 余ハ松本町に於ける藝妓屋の数が日一日と増加する  
 を見て常ニ浩歎ニ堪へざる者なり 而して余ハ更ニ  
 自ら一新疑問を設けて之を他ニ質だせり 曰く如何  
 なる種属が之を需要するぞ 則ち藝妓屋の最華主ハ  
 何者なるやと 答ふる者曰く農家の子弟即ち是れな  
 りと 余ハ真の果して然るや否を確かニせずと雖も  
 蓋し真ならんと考ふるなり  
 余又た曾て之を或人ニ聞き得たり 曰く松本市中ニ  
 潜伏し居る権妻ハ以前ハ市中商賈等の所有ニ掛る者  
 尤も多かりしが今ハ則ち農家の旦那様の所有尤も多  
 数なりと 是れ亦た余が親しく取調べたるニあらね  
 バ元より保証の限ニハあらざれとも蓋し大過なから  
 んと信するなり  
 抑も此の如きハ何が故ぞや 夫れ君子の間ニ在りて  
 ハ尤も清き者が尤も大なる名譽を持つと同じく小人

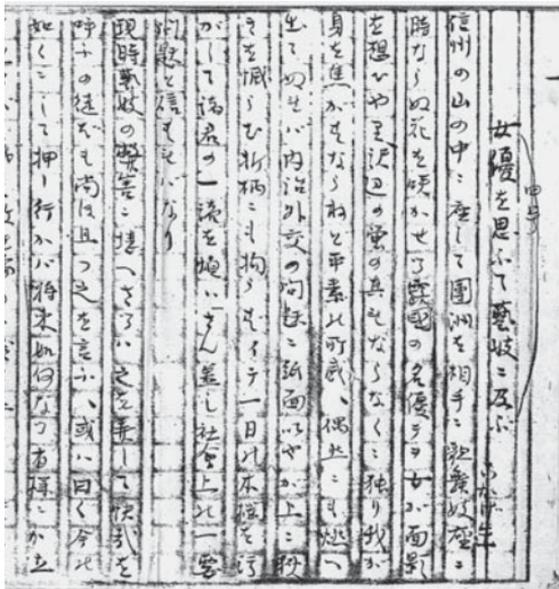
の間ニ在りてハ尤も濁れる者が尤も大なる名譽を負担するなり 今日の滔々たる腐敗社会ニありてハ如何で又た嚴肅なる道徳を保持することを得べけんや此の風俗ハ先づ都人士の間ニ其の勢力を發せり 既に都人士を敗り得て遂ニ田舎ニ其の鋒を向けたり 茲ニ於てか田舎農民の子弟皆曰く藝妓を弄せざるハ開化人ニあらず妾を畜へされハ肩身が狭きしとは是れ実ニ今日農民子弟間の真状なり 曾て一農翁の慨然として語るらく百姓ニて紋付の黒羽織を着た日ニハ身代の破滅遠からずと 真摯なる無学翁ハ能く此の驚くべき預言をなすなり 而して半可青年ハ飄々として自ら身を腐敗空氣の中ニ投して却て深色あるハ何が為ぞや

余ハ今日の日本人が口ニ人權の尊尚すべきを唱へながら手ニ之を破壊しつつあるを悲しますんバあらず言論の自由集會の自由の如きハ蓋し人權中の小なる者なり 人生の天美を凌辱して却て揚々然たる者ハ余が共ニ人權を談するニ足らざるの徒なり 夫れ婦人を玩弄して之を恥とせざるハ愛人の意を了解せさ

る者なり 愛人の意を知らざる者如何ぞ能く人權〔以下欠〕

## 女優を思ふて藝妓二及ぶ

こかげ生



信州の山の中ニ座して團洲を相手ニ歌舞妓座ニ時な  
らぬ花を咲かせる露国の名優テヲ女が面影を想ひや  
り、沢辺の螢の其れならなくニ独り我が身を焦がす  
ならねど平素の所感、偶然ニも燃へ出てぬれば内治  
外交の問題ニ紙面いやが上ニ狭きを憾らむ折柄ニも  
拘らずイデ一日の本欄を汚がして諸君の一読を煩ハ  
さん 蓋し社会上の一要問題と信すればなり  
現時藝妓の弊害ニ堪へざるハ之を弄して快哉を呼ぶ  
の徒だも尚ほ且つ之を言ふ、或ハ曰く今の如くニし  
て押し行かバ将来如何なる有様ニか立ち至るべきぞ  
と 放任論者ハ冷々然として答へて言ハん 曰く乱  
極ハりて治の興るハ是れ社会の趨勢なり今ま暫く之  
を忍耐せよ復た佳き時節も到来すべしと、然かり之  
を放任し置くも亦た佳き時節ハ到来せん 而かも此  
の如く自然の力ニのみ是れ依るハ餘り二人間の力を  
蔑視するものニ非ずや文明てうものニして果して人  
為の力もて天然の勢を制するニありとせば識者ハ自  
然の妙智力を覚知すると同時ニ須く之ニ依りて以て  
社会救済の方法を立てざるべからず

智力ハ能く十九世紀の物質的進歩を顕出せり 此より後尚ほ果して何処まで發達すべきや 之を予知する能ハざるなり 而かも是と同時に美的感情の顕象も亦た隆々として進歩するを疑ハざるなり 故ニ哲学と共に宗教も亦た發達すべく理学と共に詩歌文学も亦た改進すべし

詩歌文学の落達ハ演劇の改良を催促するものなり 而して女優の舞台ハ是れより漸く開かれずんばならず 余ハ我が国ニ於ける舞樂の元祖ハ天白女命なるが故ニ近世演舞の小野通女ニよりて開かれたるが故ニ日本の劇場ニハ女優の勢力盛大なるべしなど落語家的論鋒を用ふるニ非ず 誠ニ女流の美的天性ハ劇場の主人たるニ適合すべく信すればなり

世人動もすれバ今世藝妓の無藝無能ニして而かも醜行の甚しきを歎す 余を以て之を見れば寧ろ之を歎するもの、愚なるが如し 試ニ思へ美樂を聴かんと欲せば其の専門職業家ある今日ならずや 妙舞を觀んと欲せば其の専門職業家ある今日ならずや 而して妓を聘するハ即ち酒間ニ於ける一種の滑稽の爲め

なるハ是れ古来の通体なるニ非ずや 而かも之を聘する所のものハ始めより野獸的慾念を以てするニ非ずや 去らバ彼等弱き商売の徒ハ如何ぞ之ニ抵抗するを得べけんや 『藝妓』なる假名あればこそ彼輩時ニ無芸無能漂醜等の非難をも蒙るなれ 之を『酌女』と改名しなバ誰れか復た無理難題を以て之を責むるものあらんや

酌婦或ハ藝妓なるものが交際社会ニ女王の冠を戴くの時ハ則ち一般婦人の生活をして地平線上ニ出でしむることを聽るざる、未開の時なり 社会の進歩し一般婦人の勢力ニして社会ニ公認せらるゝ、ニ及ひなバ酌女藝妓ハ曙光ニ驚かされたる幽霊の如くドロニとばかり消へ失せざるべからざるなり 見よ希臘ニ於てハ良妻淑女ハ深窓ニ密閉せられて娼婦の類ハ公々然交際場裡の覇權を握り居たりき 而して婦人の地位進歩したる欧米文明国の交際社会ハ則ち妻君淑女の周旋ニよりて情味々々たるニ非ずや 之を思へバ日本ニ於ける藝妓の前途、まれ察すべきのみ 今の時ニ当りて社会ニ親切する心より藝妓問題を考

究するものハ須く其の方針を一変せざるべからず  
之を『改良』して保存せんと欲するハ徳川幕府ニ修  
正を施こして明治の大改革を拒まんとせるもの、愚  
と一般なり 余ハ断言す藝妓の系統ハ将来愈々墮落  
すべし益々無藝無能醜猥ニ傾くべし 而して革新の  
分子ハ恰も自由党ニ於ける同士倶楽部の如く当二一  
旗幟を翻へすべきなり 女俳優即ち是れなり  
今ハ数年の昔、演劇改良論の盛ニ行ハる、や女俳優  
のこと亦た大ニ考究せられき 当時我社会を通して  
美的思想ニ欠如たりしものから著るき変革を見るこ  
と能ハさりしも尔来不知不識の間ニ占め来れる進歩  
の大なるハ蓋し萬人の認むる所なるべし 当今劇評  
家社会の傾勢を看よ 糸八の神技靈腕を称讚して措  
かざるハ恰も団十、菊五ニ向て非点を打つことの神  
聖を侵すが如く畏るゝと同じ有様なるニ非ずや 是  
れ糸女の神技靈腕ニ依るとハ云へ彼が社会ニ占めた  
る一種の權威も亦た興りて大切なりとせんや、事物  
ハ『人』ニよりて或ハ貴バレ或ハ賤めらる女優が今  
日ニ占めたる勢力ハ糸八老女ニ向て厚く感謝せざる

べからざると同時ニ、此の勢を挫折せず隆々乎進歩  
の途ニ就かしむるハ是れ心ある人士の責任ニ非ずや  
往年廢娼論の盛なるや事毎ニ旧物崇拜、古物保存を  
旨とする一半守旧の民心ハ黒川某と云へる博士をし  
て娼妓学校開設論を而かも学士会院ニ演説せしめり  
思ふニ藝妓の弊ニ堪へざる民心を柔らけんが為ニ藝  
妓改良論を案するが如きハ娼妓ニ於ける黒川某のみ  
何ぞ社会の趨勢を察して其の方針を一転せざるや、  
豈ニ女優の道ハ開かるべく待ち望み居るニ非ずや  
テオ女優が今回の渡来ハ我国ニおける女優論の発達  
ニ一鞭を加ふることなからんや 所感、遂ニ黙止す  
るニ堪へず 即ち此の論を作る 諸君乞ふ之を諒せ  
よ

## 〔余ハ一個の讀書生を以て〕



余ハ一個の讀書生を以て自ら居る 蓋し我が心の向ふ所ニ従ふなり 而して讀書生の本務ハ独り机ニよりて文字と相友たるのみならず又た眼を上げて社会事物の変遷を觀察し其の動機因果を探求すること実ニ其の要領となす 斯の如くして得たる余が自由党ニ対する感想を少しく述べん

日本ニ於て最も古き歴史を有し現在ニ於て最も拡充せる範圍を有する政党ハ蓋し自由党ならん 而して其の変現出沒の尤も人目を眩惑せしめたる者も亦た自由党なり 是れ豈ニ余輩讀書生ニとりて倔強なる研究問題ニあらざらんや

初め自由党の其の旗幟を翻へすや大書して『自由平等主義』と言へり 此れ自由平等主義ハ如何ニ自由党と相伴ひ来りしや 余が研究せんと欲する所ハ則ち此の事ニあるなり

後藤伯の入閣シ大同団結の破裂し而して自由党の三字再び天下ニ飛揚するや叫んで曰く『自由主義』と自由主義と併称すること、単ニ自由主義と称すること、其の間如何なる差異やあるらん 而して其の然

か變遷せし由來ハ如何ニやあるらん 是れ今日余ニ  
とりて重要な問題なり

其の初め自由党ハ破壊党と呼び做されたりき 去ら  
ハ其の挙動言論の過激急烈なりしが故なり 何故ニ  
自由党ハ過激急烈なりしや 人物の性質が元來過激  
急烈なりしニも因らん 時勢と境遇との之をして過  
激急烈ならざるを待ざらしめしニも因らん 然れと  
も余ハ尚ほ他の一大原因として学派系統の遺伝質な  
る者を指示せんと欲するなり 何となれば自由党ハ  
實ニ仏蘭西革命党の系統を承継したる者なればなり  
泰西の學術ニして先づ日本ニ入り來りしハ則ち仏蘭  
西の者なり 當時の改革先輩を刺衝したるハ仏蘭西  
の政治史と及び其の政法の學問となり 余ハ旧自由  
党の識者學者と稱せられたる所の者の仏蘭西學者な  
るを知る 而して其の欣慕し従て又た唱導したる所  
の者の仏國革命党的なりしを信せればあらざるなり  
思ふニ當時の日本ニ於てハ改革の新潮勢の漲溢せん  
とする者あり 而して自由党の先達ハ尤も急劇なる  
改革主張なりしことを思へバ彼の仏國革命党的の精

神が諸氏の満足を買ひ得しこと之を察して余りある  
なり 夫れ復刻革命党ハ何物ぞや 必竟彼ハ自由の  
名ニよりて一種の親專斷を働ける者ニあらずや 共  
和の名ニよりて一種の新破壊を試みたる者ニあらず  
や ア、旧自由党の挙動何ぞ是れニ類することの甚  
だしかりしや 余ハ之を評して天晴革命党の系承者  
として愧ぢさりけりと言ハんとす

自由平等の主義ハ仏國革命党ニよりて汚濁されたり  
我が自由党之を承継して復た社会の悪感情を買へり  
是れ豈ニ真理の爲めニ痛慨せざるを得んや

抑も自由平等とハ何の謂ぞや 余を以て之を見れば  
自由をと平等とハ元と是れ正反對の者ならざるべからず  
何となれば自由ハ則ち個人的の者なるニ平等  
ハ則ち社会的の者なればなり 自由を得んと欲せば  
則ち一二競争ニ任かせ放任の政略を執らざるべから  
ずと雖も平等を得んと欲せば人爲の制限干渉を必要  
とすることの止むを得ざる者なればなり 今日夫れ  
社会の事一切之を各人の自由競争ニ放任せんか 優  
勝劣敗の數理ニ従て階級的の不平等の現象を描き出さ

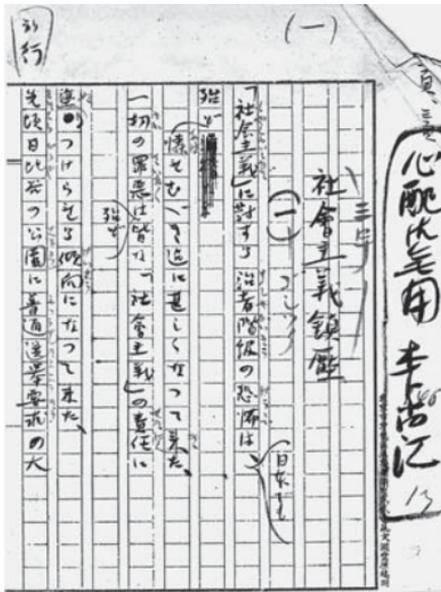
〔余ハ一個の読書生を以て〕

んこと甚だ容易なり 又た若し社会の平等均一を保  
たんと欲するか 勢ひ各自の競争ニ向て制限を加へ  
ざるべからず 而して自由放任の主義ハ則ち為ニ抔  
挫せられすんばあらざるなり 自由と平等と豈ニ並  
行し得べき者ならんや 然れ共余輩ハ此の黑白全異  
の二主義が必ず同時ニ存在せざるべからざるを断々  
乎として信する者なり  
抑も宇宙の組織を見るに一として単調なるハあらさ  
るなり 社会国家ニ於ける豈ニ又た之ニ異なるを得ん  
や 余輩が政治の主義として黑白表裏全く相同しか  
らざる所の自由と平等とを同時ニ主張する所以ハ恰  
も宇宙の万有が遠心力と求心力との二個全異の者ニ  
よりて初て其の処を得ると相均しき者あるを以てな  
り 或ハ言ハん 然かり自由と平等との二者が政治  
上ニ於けるハ猶ほ遠心求心の二力が宇宙内ニ於けるが  
如くならん 然れとも一人ニして同時ニ二個を併称  
するハ自家撞着の患を免れざらんや 夫れ政治社会  
ニ於てハ到底政党的分裂を拒むこと能はず 而して  
真正なる政党ハ必竟二種の外ニ出づべからざるなり

二種の政党的政治上ニ於ける恰も遠心求心の二力相  
待て其の中を得るが如く之ニ依て初めて社会国家の  
調和を得べし 故ニ政党ハ互ニ相反対したる一面の  
真理を唱ふれハ足れり 一人もて同時ニ両面を窺ハ  
んとするが如きハ理ニ於て許さゝる所なりと  
余ハ之ニ答へて曰ハん 若し現在社会の羈絆を全脱  
し得たる得たる後ならんニハ去る冷淡なる議論を弄  
するも亦た可なり 然れ共現社会の一員たる資格を  
有する限りハ余輩決して論者〔以下欠〕

社会主義鎮圧

〔欄外〕心配御無用 木下尚江



(1)

「社会主義」に対する治者階級の恐怖は、日本でも殆ど憐れむべき迄に甚しくなつて来た、一切の罪悪は殆ど皆な「社会主義」の責任に塗りつけられる傾向になつて来た、

先頃日比谷の公園に普通選挙要求の大会が開かれようとした時、衆議院は其日急に休会した、請願書を携えた群集の議会へ押寄せるのを恐怖したのである、政府は既に軍隊派遣の用意をして居たと云ふことである、普通選挙の大会まで、政府の耳には直に社会主義大会と響いたのだ、

近頃栃木県真岡町の中学校で、交友会の雑誌へ一生徒が社会主義的思想の文章を書いたので、中央政府の一問題となり、文部大臣は其の生徒に停学を命じ、校長は遂に免職となつた、

諸方の役所で、たとへば郵便局などで小役人を雇入れるにさへ、此頃は「信仰の試験」をすることになつた、是れは社会主義を防ぐの方便である、郵便脚

夫の同盟罷工に恐怖したのであらう、

一大恐怖は遂に軍隊の中についた、今度の師団長会議で「社会主義取締」の件が決議されたと云ふ、軍隊からの要求を受けた政府は、全力を挙げて「社会主義鎮圧」に尽すに相違無い、

(一)

「社会主義」は治者階級弾劾の共通の符調だ、政府の心配は尤だ、国家至上権の信徒から見れば、「社会主義」は何等の手段を尽くしても撲滅せねばならぬ悪魔である、可し、政府は撲滅の手段を尽くせ、然れども我等は撲滅者に向て一つ聴いて見たいことがある、『君等は之を撲滅することが出来るものと思ふか、如何か』之を一つ聴いて見たいのだ、古来圧制者には共通の誤解がある、煽動者の声を鎮めさへすれば、天下は泰平なものだと思ふことだ、是れは圧制者が労働階級、納税階級の生活から遠く離れて仕舞つた結果、社会の真相を理解することの出来ない過失である、成程煽動者の手を縛ることは

出来る、其口を塞くことも出来る、然れども若し煽動者の叫ぶ所が、沈黙の人民の要求を代弁して居るものならば、圧制者の策略は到底無益である、又た若し煽動者の言論が真実人民の要求に当てはまつて居ないものならば、仮令一時はパツと燃え上がつても、其れは木片の火と同然、棄て、置いても消えて仕舞ふ、

去らば君等の心配する「社会主義」と云ふものは、如何か、

今日「社会主義」の声の高くなつて来たのは種々の原因がある、第一が利己主義、其れから物質主義、此の二つの化合から来た現代文明の压力、経済的方面に現はれては資本家の乱暴、政治的方面に現はれては軍隊の専横、是れが結び付いて国家の威厳、——而して此の威圧に悩む人の子の憂憤、此の憂憤の破裂したものが、即ち社会主義の叫喚だ、去れば国家の威圧は人の子の覚醒を促がし、国家の威圧の加はるに比例して、社会主義の声は広く高く烈しくなつて行く、

(三)

我等の実に驚くことは、今日の日本に於て、国家呪詛の念の実に地下に鬱勃たる一事である、政府は教育の全機関を握つて居る、政府は汲々として国家至上主義の教育を行つて来た、戦争の勝利も此の国家至上主義教育の結果だと誇つて居る、然るに表皮一枚の下に、国家呪詛の芽の萌えて居るは何故か、政府の目も之を見た、故に実に驚いた、政府が「社会主義」の声に氣を病むのは、其の声や、其の声を揚げるもの、無名の青年の人物に驚くのでは無く、此の半酔半醒の間に在る若かき人民の「国家呪詛」の氣運其物に仰天したのであらう、

社会主義の学者は、政府の政略に対して、「社会主義は、単に経済問題の解釈に過ぎない」と弁解する、然れども是れは必竟無益の弁解であらう、社会主義は成程経済問題の上に立脚して居るのだが、「人の生活」と言ふものは、経済だ政治だ宗教だとか切り売りの出来るもので無い、故に一たび今日の経

済組織の不理に目の付く時は、社会国家全体に就て疑問の破裂する時である、「国家」に対する疑問は容易に起るもので無い、祖先以来実に長く国家を信して居るからである、又た容易に此の疑問を公にするもので無い、国家は直に刑罰権を以て疑問者に臨み来るからである、去れば社会主義者の第一に執る政略は、即ち現在国家との妥協である、然れども論理は遂に長く此の妥協の曖昧態度を許るさない、国家呪詛は、社会主義の到底行かねばならぬ終局点だ、否な、社会主義が最初の出发点だ、

(四)

非軍隊思想は社会主義の必然的産物だ、国家を弁護する学者は、人類共同生活の組織体が国家だと説明し、非国家思想を指して、直に非共同生活思想のように言ふけれど、是れは非国家思想を理解したもので無い、国家は階級的圧制を以て其の組織の基礎としたもので、決して共同生活体では無いのである、非国家的思想は実に、共同生活の熱望が産んだ

靈魂の号泣である、

国家の唯一の武器は軍隊である、国家は権力だ、軍隊は権力の化身だ、去れば非国家思想は直に非軍隊思想である、社会主義者が軍隊の内部伝道に心を注ぐのは、政府の尤も苦痛に感ずる所であろうが、我等が更に政府に反省を勧むる要点は、今日以後の兵士は、入隊以前に於て、既に社会主義の傾向になつて居ると云ふことである、労働階級、納税階級の子弟は、則ち其の衷心に於て最初から非国家主義の信者たるべき運命を担つて居る、国家の威圧の加はり、租税負担の重荷加はり来る時は、彼等の眼次第に明を加へ来りて、彼等の足何時しか社会主義の門に到着し居るの時だ、軍隊内部の革命主義は、外部の煽動などにて動くのでは無い、

(五)

我等は常に実に我等人類の痴愚に歎息する、人類の歴史に革命と云ふ悲劇の断えず破裂するのは、我等の傲慢不遜にして、「同胞」の本義を会得せず、圧

制と反抗と相打つて、流血の汚辱を史上に残すこととなるのである、

目を揚げて世界を見渡せば、二十世紀の革命も瞬一瞬と接迫する、

社会主義鎮圧に腐心する世界の権者よ、我等は先づ自己の罪惡を悔悟せねばならぬ、

## 基本



『一個の靈魂は全世界よりも重もい』  
 此世の問題は是非とも此の信念を基礎として解釈されねばならぬ、

然るに一切の学問智識は全く反対で、社会だとか国

会だとか世界だとか、無暗に大ビラな夢のような物を目的に立論するから、何処まで行つても結末と云ふものが無い、

『一個の靈魂は全世界よりも重もい』

若し一たび此の信念が湧いたならば、目に見ゆる制度文物、我等が長く誇り来れる地上の建築は、一瞬間の間に烟となつて消えて仕舞ふ、一切の圧制は崩壊する、権力は凡て顛覆する、

××××××

「自然」を逐はれた時に我等は皆な悶死する、都会は「自然」を逐はれた人類の墓場だ、都会は「争」を基礎に建てられて居る、  
 地を耕すことは誠に嬉しい仕事だ、地を耕す人の胸には、神の声が絶えず響く、労苦は彼等の感謝である、

然れども「自然」を離れた時に、其の生命は失せて仕舞ふ、彼の日雇労働者を看よ、彼等は鋤を担ふて野へ行く、鎌を磨いて田へ行く、去れど彼等の心には少しも恩寵の感が宿つて居ない、彼等は耕す、播

く、刈る、去れど其は神と共に働くのでは無く、地主から僅かの賃金を貰ふ為めの余儀なき忍耐だ、其の腹には呪詛の声が潜んで居る、

×××××

人の世が「金の関係」となつた時、神の靈気は消え亡せた、人は最早兄弟でなくして敵だ、敵の心の上  
に天国を招き得べしと思ひ、平和の世を築き得べし  
と思ふ我等の浅慮よ、傲慢よ、

203901-203908

再建



△我が小智見を以て社会の是非善悪を批評する時、我が胸中には未だ左までに苦悩を感じない、他の欠陥を指摘して痛快に攻撃を加へることが出来る、他が若し『汝は如何』と反問を試みた時、『我は批評

家だ』と言ふて逃げる、知と行と全然二つに分けてある、理論と実際とは別だ、是れが自分の矛盾に對する好個の弁解だ、

△コナな弁解では最早承知することが出来なくなる、他人が承知しないのでは無く、実に自分が承知出来なくなる、他を待つに酷、自分を待つに寛と云ふような、ソナな不道德には得堪えぬ時が到来する、他を批評したる刃を以て自分を批評せねばならぬ時が到来する、

△醒めて内に省る時、誰人も自分の卑絶愚絶醜絶に堪えられないであろう、昨日まで得意になつて他人の目の塵を数へて居た、けれど今は我が目に罪の梁の横はつて居るのを発見した、誰人も皆な嘩然として失望する、

△此時、人は始めて謙遜になる、始めて聰明になる、

△外にのみ注いだ眼を内に向ける、自分を破壊する、自分を搜索する、自分を建設する、

△学者は我を社会の一分子だと説明する、我は社会

の理勢の中に漂泊するものと説明する、学者は外を穿鑿する商売人だ、然れども我等の要求は、其れでは何分にも満足しない、我等は寧ろ我自身の裡に社会を搜索し発見しようとするのである、而して我が裡に社会を発見したる時、新しき社会は我の裡に改造され、再建されたのだ、

△故に社会の改造は、力を以て外から成し得べきことでは無い、懺悔から来べきものだ、内から湧くのである、

△人は凡て力を外に求める、学問を求める、権力を求める、名譽を求める、財産を求める、然れども眞の生命は此等の裡には無い、此等の「外の力」を求めて成就したるものも、失敗したるものも、皆な自己の空洞に落胆する、彼等は皆な知らずくの間眞生命を求めて居る、眞生命を捉え、眞知識を握ろうとするには、思ひ切つて腹底の悪血を吐かねばならぬ、吐き尽くさねばならぬ、

△悩む裏面には既に救治の影がある、之を何と云ふべきか、名も無い、形も無い、然れども我等は其先



我が日本ニ於て婦人の地位を高尚ニし其の心事を改良せんと欲せば則ち如何ニかすべき 蓋し婦人改良の問題ニ社会的事業中の著しき者なり 然れ共此れが改良の方法ニして其の宜しきを得ずんば却て巨大の弊害を發生し社会組織の破壊を來たすやも未だ以て知り能ハざる也 世ニハ偏ニ智識ニ向て重きを置く者少なからず 智識の要や敢へて言を待たざるべし 然れ共只だ夫れ智識ニ此れ依りて一身の事より社会の大ニ至るまで一切処理せんとするならば余ハ未だ其の可なるを知らざる也 余ハ常ニ信すらく日常大小の動作として若し道德の基礎を欠クニ於てハ果して善界の良好を呈すべきや否や カーライル曰く足ハ手なくも歩むを得べし去れと徳なくハ智も其の用を全ふせずと 誠ニ至言と謂ふべき也 夫れ道徳ハ能く心事を清潔ニし邪横を排斥し勇氣を振發せしむ 此の蹤ありてなる智識も亦た正理正道ニ進行運動し得べきのみ 去れば若し此れ社会の進歩發達を計かり真正の快樂幸福を保持せんと欲せば須らく衆民をして堅固なる徳義を蓄養せしむるの外ハあら

ず 然れ共徳義の源泉ハ一二あらず 而して其の教訓する所の主義目的ニ至てハ互ニ同しからざる者あり 試ニ孔孟儒教の唱ふる所と積尊仏教の重る、所とを採て比較せよ 而して先づ其の両種教義の根ざす所より比較し始めよ 余ハ敢へて断言すべし 儒教の教ふる所ハ遙かニ仏教よりも卑淺なりと 何となれば儒教ハ只だ其の眼を社会の皮面ニのみ注着して更らに一層深き疑問を解釈することをなさず 而して若し其の深遠なる疑問を解釈して様々なる意見を出だす者あれば則ち目するニ邪道を以てせり 謂ふニ儒教ハ只だ一の樂天教ニ過ぎず人類教ニ過ぎず 更らニ語を換へて評すれば 薄弱なる人間の知識を以て自己の規矩を定めんとする者なり 其の忽ちニして時世と相協ハず却て進歩發達の障礙となり終しこゝと誠ニ当然の事たるのみ 仏教ニ至てハ大ニ此れと異なり 能く彼れ樂天教が棄て、顧みざる深遠幽邃なる人生の大疑問ニ着眼せり 然れ共其の着眼研究の結果ハ遂ニ人生を以て悲惨至極の者となせり 此

れ仏教が人社会を無常と観せしむる所以にして厭世主義ニ陥落したる次第となす 夫れ実ニ此の如し故を以て仏教ハ至る所ニ害毒を流がしたりき 亦ハ人をして貪慾邪念を払ハしむるよりハ寧ろ己れを卑しみ我れをして帰着するべきの道を失ハしむるの点ニ於て害毒を流がしたりき 是れ到底人社会を成立せしむる能ハさるの宗教となす 茲ニ於てか更らに人社会ニ恰適せしむるの方途を開らき様々の偶像的信仰ニ依て衆民を濟救するの便宜を發明せり 近来哲学の研究盛大ニ赴きたるニ及びて彼の僧侶等ハ大ニ仏教の哲理ニ達し居る所以を辨明し又た世の学者も共ニ眼を爰ニ注ぐこと、なれり 然れ共余ハ謂へらく斯くの如くにして智識界ニ於て仏理の研究其の進むると同時ニ現今ニ於ける偶像的仏教ハ破壊せられざるべからざるなりと 而して哲理とハ元と何物ぞや 必竟人間の脳裡智識より發明すべき者ニあらずや 自己の智識ニ依りて標準を立つるニ於てハ人々個々ニ依て其尺度を異ニするハ免かるべからざるの數にして且つ又た時世ニ從て其の議論ニ變遷

を生ずとも自然の結果たるなり 是れ東西古今の事實が度々と証明する所となす 去れば人間の知識を以て心事の規矩を設けんとするハ恰かも己れ盤の中に坐しながら之を持ち上げんとするが如き者にして到底無益の業たらずんハあらず 然らば則ち徳義の標準ハ遂ニ求むること能ハさるか 何ぞ然からん 余ハ実ニ基督教を以て之ニ応せんと欲する者なり 余ハ常ニ謂へらく如何ニ哲理が究明せらるればとて人生終局の大疑問即ち生命ニ関する問題ハ遂ニ説明し得べき所ニあらざるべし 如何にして我ハ生活するかと言へる簡單なる疑惑ハ我れ遂ニ解釈し能ふべき所ニあらざるなり 而して基督教ハ実ニ此の疑念をして氷解せしめ 我共の危懼の心を変して安寧ならしめ畏縮の心を化して快樂ならしむ 之を一言の下ニ掩はんか 基督教ハ能く人間をして其の生命の根源を知らしめ自己の貴重を悟らしめ又た能く我が帰結をも解せしむるなり 茲ニ於てか吾れ始めて愁眉を開きて艱難を恐れず迫害を懼れず忍耐を以て勇氣を以て愉安を以て活発平和なる生活を成就する者

なり 彼の所謂る神学と言へる者ニ至てハ人間各自ニ依て諸々の異説を出たすべしと雖も其の根本の基礎ニ至てハ終始変する者ニあらざるなり 根本とハ何ぞや 唯一絶対ニして全知全能の生命働力を具備する天神ニ頼ること即ち此れなり 或る時ニ於てハ妄信もありしならん邪説を唱ふる者もありしならん然れ共此れが為めに基督教の基礎ハ曾て動かさるなり 基督教會、基督教信者ニ於ける様々の儀文礼式ハ基督教ニ於て何かあらん 何人が如何なる儀文礼式を設けたればとて基督教の此れニ依て依持する者ニあらざるなり 彼の聖言の中ニハ誤謬もあらん 妄誕もあらん 然れ共此れが為に基督教の根本ニ對して何の影響かある、基督を以て神子となすも普通の人間となすも余ハ信す 此れが為に基督教の根本ハ未だ動かさるなり 宇宙万物の根源ニして全知全能なる唯一絶対なる天神の非認せられざる限りハ基督教ハ実ニ泰然安然たるなり 殺すなかれ盗すなかれ姦淫するなかれと言ふが如きハ楽天教も厭世教も世界の宗教其の高下ニ論なく皆な訓戒する所なり

若し此の如き訓戒教義を以て諸種の宗教を比較しなば 基督教何ぞ仏教儒教と區別あらんや 只だ其の仏教儒教の頼むべからずして基督教の依るべき所以の者ハ其の生命源泉の如何と言へる一点ニあるのみ

### 日本国民の天職を論して 發刊の辞二代ふ



日本をして鎖国の旧夢より醒むることを得せしめたる勢力ハ露西亞の圧迫と北米合衆國の誘導と是れなり 是れ豈二偶然の事ならんや 余輩ハ此の間ニ深

奥なる意味の含蓄せらるゝものなることを信するなり

抑も羅馬帝國の北方蛮民の爲めニ滅ほさるゝやチユートン民種と羅匈民種との触接となり触接ハ追て混和となり実ニ歐洲ノ中原ハ此の二個の原素をして化合的作用を起さしむるの焗爐となれり 國家專制思想や平等思想や法律的思想や是れ羅匈民種の寄与せる所の特性なり 個人的服従や自由思想や任侠思想や是れチユートン民種か齎らし來れる所の特性なり 爾來歐洲文明の一消一長ハ孰れとして此の兩者の活動ニ非るハなし 然り而して歐洲中原の焗爐ニ於て遊離せられたる兩者特性の各原素ハ更ニ復び二種の化合的形体を具して互ニ反對の方向ニ飛躍し去れり 一ハ東の方露西亞ニ飛びて神權君主独裁政治を現し侵掠を以て主義となし服従を以て教訓となし此の如くニして世界億兆を一人の掌中ニ握取せんと欲するなり 一ハ西の方太西洋を航して亜米利加の新陸ニ到着し爰ニ民主的共和政治を創め平和を以て原則となし自由平等を以て規矩となし四海皆な同胞

の情を以て相交らんことを理想となすなり 此の同根より分かれ出てたる二個の異主義ハ各々特殊の発達をなし其の勢力を膨張し其の区域を拡張し互ニ反対の方向ニ進涉したりしが円体なる地上を相背きて走りし末ハ遂ニ太平洋の彼岸ニ於て再び其の鋒を交ゆること、なれり 専制と民主、侵掠と平和、狼と綿羊、此の黑白氷炭相容れざる所のものが端なくも相会せるの処之を日本島国となす 徳川末年ニ於ける内治外交の紛擾なるもの之を宇内の全局より觀察すれば則ち此の両者の衝突ニ外ならざる也

看よ西比利亚を侵掠してカムサツカに出てたる露西亜ハ更ニ南下して我が北海道をも其の羽翼の下ニ掩有せんとしたりしニ非ずや 又た彼れハ兵を東洋ニ用ふるの要地として我が対馬を占領せんとしたりしニあらずや 此の如く余輩ハ露西亜ニ就て其の貪欲の憎むべきを感じるの時北米合衆国の黒船ハ或ハ理を以て或ハ威を以て百方我國をして新文明の清榮ニ触れしめんと努めたりしニ非ずや 斯等勢力の刺撃ニよりにて我が国遂ニ能く積年の睡眠より起ちて始め

て進歩の曙光ニ接するを得たりき 然れ共我國の能事是れニて終ハれるニあらず 夫の我國ニ待つあるもの更らニく重且つ大なり 他なし我が國民をして此の兩個の異主義の解釈者たらしめんと欲すること是れなり 真理をして世界ニ成就せしめんが為めニ天ハ勇者の職位を我が國民のの双肩ニ負担せしめたることは是れなり 夫れ叢弥たる島帝國をして其の異香を泄らすのみニて永く濃霧中ニ休憩せしめたる所以のもの豈ニ天意の深奥なるものなかりしと云ハんや 余輩ハ実ニ此の如く信する也 故ニ又た我が國民の天職の至大至重なることを信する也

孰れか真理ニ適へるやとハ是れ我が國民ニ向て解釈を求められたる問題なり 我が國民ハ果して孰れを撰て之ニ従へるかハ則ち其の答なり 余輩乞ふ我が國民の趨走せる行路を検せん

夫れ徳川氏の末路ニ當りて國民の叫へる声を聞け 彼等ハ曰く宜く王政の古ニ復せざるべからずと 我が國ニ於ける王政の由来や甚た久し 彼等が復古せんと望みたる理想の王政ハ果して如何なる時代のも

のなりしか 余輩の与かり知らざる所なりと雖も而かも我が王政を貫徹せる二大権ハ牢乎として曾て動くことなかりしを見る 所謂二大権とハ他なし 帝王独裁なり帝王神権なり 若し此の二大原則にして動くことありせば我国伝来の王政思想ハ其の根本より破壊せられたるものと言ハさるべからず 然り而して此の遺伝的王政思想ハ我をして惰眠より醒めしめたる兩個の勢力兩個の主義兩個の思想の何れニか類似せるものありや

然り余輩ハ其の極めて露西亞のものと相同しきを看る也 露西亞ニ在りてハ帝権ハ実ニ神意ニ出つと云ふと雖も而かも斯く言ふ神も偶々帝王の爲めニ其の権力を強固ならしむる一具として使用せらるゝ、二過きさるニ非ずや 神意ニして尚ほ然り 況んや万民ニ於てをや 彼等ハ只だ先天的ニ服従の義務ありと言ハるゝのみ 他あるを知らず 是れ豈ニ日本伝来の教訓原則と毫も異なる所なきニあらずや 故ニ当時我國ニ在りて積年の権臣政治を革めて王政復古を成功せんと欲せば北天の豺狼露西亞こそ我が好個の模

範たりしなり 然れ共我が国民ハ此を取らずして却て彼を取れり

余輩ハ王政復古の叫声の下ニ公義輿論の声あるを聴けり 元より君主専制の治下ニ在りても万民の休戚を以て君主たるものゝ心となすべきハ君主の美德として之を讚美したりしかとも是れ実ニ君主の思慮ニ過ぎずして万民ハ未だ公義輿論を以て之を上ニ責むるの権利を認められしニ非ず 然るニかの徳川氏の政府が外船渡来の珍事ニ狼狽して天下の意見を徹したるより言論の興起ハ促かされ而して幕府の到底攘夷と云ふなる民意を採容せざりしが爲めに即ち幕府が民意を容れざるを詰責するの声を高かめ爰ニ公義輿論なる新熟語を流伝するニ至りぬ 言論ハ思想の發表なり 思想ハやがて事業として成功せずんハ止まざるものなり 然らハ則ち当時ニ於ける公議輿論なる思想ハ果して如何なる形体ニ於て実顕せんと希望せしや

我が国民ハ古來支那の歴史ニ於て歷朝の革命を熟知せり 彼国ニ在りてハ民心を失せる帝王ハ則ち天意

二背くものなりとして之を滅亡するを以て正道二適  
へるものとするなり 此の思想や之を我が国二転化  
適用せんと欲せば以て之を足利氏二擬すべし以て之  
を徳川氏二擬すべしと雖も以て之を皇室二擬するこ  
と能ハざる也 然らば仮り二之を以て目前の徳川氏  
二擬するとせんに徳川氏より収めたる政治の大権ハ  
悉く之を皇室二復し之を二三権臣の手二委して我が  
国民ハ唯々として其の命二服従せざるべからざるか  
余輩ハ勃興したる民心が決して此の如き柔順の徳を  
守る二不適當なりしことを信する也 当時尚ほ階級  
的思想の熾盛なりしこと、て政治の大権を天下の多  
数二分配せんなどとハ到底貴族輩の考へ至らざる所  
二して無上の大権を二三貴族の占有二帰せんことハ  
自信ある下級人士の得て肯んせざる所とす 故二若  
し此の両者意思の衝突をして自然の成り行き二任せ  
しめしならバ仮令徳川氏をバ首尾能く打ち倒すこと  
を得たりとするも真二第二の政権争奪ハ起らすんハ  
あらず 貴族党平民党の軋轢ハ必ず次二起らすんハ  
あらず 是れ歐洲列国の何れも一とたびハ実験した

る惨劇なり 而して我が国独り此の大難を免れし所  
以のものハ何ぞや 是れ豈二亜米利加之広原二其の  
美華を開らける民主的政治の模範を我二示し我れ亦  
た奮発能く之を採用したりしが為め二非ずや 乞ふ  
試二明治維新の改革を看よ 王朝の旧制二復すると  
言ふか如き神祇官を設けて百官の上二置かか如き門  
閥ある公卿を撰て之に大職を授くるか如き是れ只だ  
虚名を与へし二過ぎず 其の真相を察すれば実二復  
古的の外皮の裡二急進的の火気を蔵したりしを見る  
本来一進一退時二小波動是れありしと雖も世の大勢  
の赴く所を見れば内蔵されたる急進的の火気が次第  
二燃へ出て、復古的の外皮を焼き尽くさんとする者  
二非るハなし 然り是れ実二世界の大道二適へるも  
のにして此の間二於ける成敗ハ則ち我が国民能力の  
試験なりと知らざるべからず  
今や翻て我國民の現状を看る二其の思想其の信仰其  
の行動果して能く世界の大道の走る所のもの二適合  
すと言ふべきや否や 余輩ハ大ニ疑惑なきこと能ハ  
ず 否な余輩ハ断して大勢二逆行せんとするものあ

るを信する也 天の指示する所ニ従ハすんバ滅亡の手必す之を捉へすんハあらず 夫れ今の如くにして醒めすんバ我が国民の前途ハ則ち「死」のみ 是れ啻だニ我国民の為ニ悲しむのみならず天が撰びて任したる大職を汚がすの更らニ大ニ痛むべきものあるを恐るゝなり

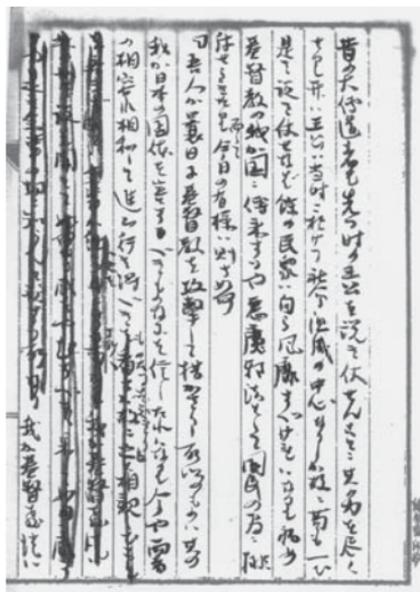
夫れ光明の裏ニハ暗黒あり 自由平和博愛の思想進歩するの反側ニ於て各国互ニ兵備を蔽ニし圧制を加重し互ニ反目し互ニ猜忌し薄信弱意の輩五里霧中ニ彷徨して悲哀深泣すと雖も真理ハ遂ニ勝つべきものなり 斯かる混冥の間ニ卓然として正と邪とを判し義と不義とを弁じ衆生をして其の向ふ所を知らしむるハ是れ豈ニ天職ある国民の責任ニ非ずや 侵掠圧制服従是れ到底滅すべきものなり 自由平等博愛是れ必然の大法なり 前者の権化たる露西亞ニ於て愈々其の暗黒の魔手を延バさんとするの時産業の進歩交通の発達文学哲理の隆盛ハ却て内部より之を破壊せんとするを看よ 後者の化生たる北米合衆国ニ於て其の光明ある歴史ニ反きて往々魔鬼の感化を受

けんとするの傾向あるを見よ 此の如き混乱此の如き矛盾是れ真ニ新興国民が断々乎として其の大思想を発揚し其の大気焔を吐露し以て其の大手腕を試むべきの時機ニあらずや 而して今や我国民毫も此の精氣なく抱負なく自信なし 豈ニ醜の醜なるものニ非ずや

黑白の両主義ハ世界の両極より来りて我国民の解釈を待ちつゝあること既ニ余輩が言へるが如し 而して露國が設計する西比利亞大鉄道中央亞米利加ニ於ける運河の開鑿ハ地の形勢ニ於て我か島国をして世界の中点たらしめ以て我か天賦を尽くすニ適當なる準備をなすを看る 余輩ハ爰ニ於てか宇宙の一点一画一起一仗何れとして意義なきものニ非ることを信し益々余輩が責任の重且つ大なるを自覺せずんバあらざる也

余輩が我か国民の自覚を祈るや切なり 若し夫れ之を宇宙の大と終極の目的ニより案し来れば一国民の盛衰興亡の如き深く意ニ介するニ足らず 特ニ自ら好で滅亡の淵ニ陥るものニ至てハ之れ当然の刑罰と

## 〔昔の大伝道者は〕



言ハさるべからず 只だ余輩ハ我か国民たるもの世界ニ対し永遠ニ対し真理ニ対し天か賦与せる大義務を負担することを信するが故ニ必ず是れが迷夢を醒まし墮落を救い以て本然の位地ニ立ち復らしめさるべからざるを信する也

旧状ニ拘泥するなかれ 旧体ニ眷恋するなかれ 活眼を刮して我が歴史を貫く真理を発見し世界万国ニ通する大勢を看取し之を思ひ之を懐ふて熟く将来を察すれば坦々たる大道砥の如く我か眼前ニ開かれてあることを視るならん 噫世間何ぞ臆病漢の多きや彼等が茶人的不敬論の為めニ戦慄するの有様を見よ 彼等が骨董屋的忠君愛国論の為めニ衷心するの情態を見よ 余輩ハ深く之を憐憫し又た真ニ之を憤慨す我か『新評論』発刊の禁すべからざるハ是れが為めなり 余輩が守る所の主義持する所の本領期する所の目的読者既ニ之を了解することを得しならん 乞ふ巻を逐ふて益々之を發揚せん

昔の大伝道者は先つ時の王公を説き伏せんことニ其の力を尽くせり 亦ハ王公ハ当時ニ於ける社会組織の中心なりしか故ニ苟も一ひ是れ説き伏せなば余の民衆ハ自ら風靡すべけれハなり 初め基督教の我が

〔昔の大伝道者は〕

国ニ伝来するや悪魔邪法として国民の爲ニ排斥せられたり 而して今日の有様ハ則ち如何

『吾人か曩日に基督教を攻撃して措かさりし所以のものハ其の我が日本の国体を害すべきものなるを信したれハなり 今や両者の相容れ相和して進み行き得べきものたるを知れり』 我か基督教徒ハ此の如き評言を聞きて果して如何ニ感するや 以て基督教の我が国民ニ認識せられし兆候なりとするか 以て基督教伝宣の成功せる結果なりとするか 余輩の所見ハ全く之ニ反対する也

論者か謂ふなる日本の国体とハ無限の權威を保ち給ふ君主ニ依りて支配せらるゝ政治的国体を言ふなり 然れ共是れ只だ形骸のみ 其の最も重しとなす所ハ則ち君主ニ対する人民の思想信仰ニ在り 今ま之を既結の事実ニ依りて国民が皇帝ニ対する思想の源泉及び国体論者が汲々として国民を訓化せる精神を察するに其の第一義とする所ハ則ち皇帝の權威と血脈と両つながら神明より流れ来れりと云ふニ在り 故ニ日本の皇位を説明するニハ畜だニ帝王神權説を以

てするニてハ未だ充分なりと云ふべからず 真ニ帝王即神説ニ抛らざるべからざりし也

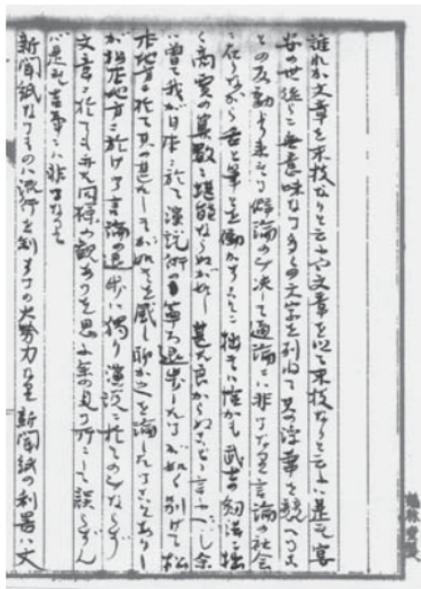
往古仏教徒の伶俐なる本地垂跡を説きて巧みニ皇室ニ乗り込めりと雖も其の方法を伶俐なりしたげ其の精神ニ一挫折を来たせるハ免かるべからずして到底根本的ニ全勝を占むること能ハざりき 基督教が謂ふ所の「神」なる思想信仰ハ我が日本ニ伝来せるものと相容るべからず 余輩ハ保守的国体論者の基督教徒来ニ対して猛烈なる反対をなせる事を以て当然の現象なりと信するなり 而して今や彼等をして却て基督教ハ必ずしも我が国体と相容れざるものニ非ざるを看ると言ハしむるハ何故ぞや 論者の我が国体ニ関する思想の進化せるニ依るか 將た又た我が基督教徒が却て彼等の猛烈なる反対ニ堪ゆる能ハず膝を屈して媾和を求めしニ依るか 余輩ハ我か基督教伝道の爲めに大ニ時間の視察を急るべからざるを信す

我が国伝来の帝王神權説若くハ帝王即神説が最早や今日ニ於て真面目ニ唱ふる能ハざることハ識者なら

すとも能く之を諒す 故二国体論者の思想信仰が長  
足の進歩を呈せることハ明白の事実なりと云ふべし

204301-204304

〔誰れか文章を末技なりと云ふや〕



誰れか文章を末技なりと云ふや 文章を以て末技な  
りと云ふハ是れ宴安の世徒らニ無意味なる多くの文  
字を列ねて其の浮華を競へることの反動より来れる  
僻論のみ 決して適論ニハ非るなり 言論の社会ニ

在りながら舌と筆とを働かすことニ拙きハ恰かも武士の剣法ニ拙く商売の算数ニ堪能ならぬが如し甚た良からぬこと、言ふべし 余ハ曾て我が日本ニ於て演説術の寧ろ退歩したるが如く別けて松本地方ニ於て其の甚たしきが如きを感じ聊か之を論したることありしが松本地方ニ於ける言論の退歩ハ独り演説ニ於てのみならず文章ニ於ても亦た同様の観あるを思ふ 余の見る所ニして誤らずんば是れ吉事ニハ非るなり

新聞紙なるものハ流行を制するの大勢力なり 新聞紙の利器ハ文章なり 而して新聞紙の読者を勸化するや独り其の思想ニ於てのみならずまた文章の形体ニ於て是れあり 然らハ則ち此の事ニ就て信濃日報が我地方ニ及ぼすの力如何ハ決して等閑ニ付すべからざる問題なり 世人往々謂へらく『田舎新聞が何程のことかあらん』と 然れ共彼等ハ此の如く田舎新聞を軽蔑するニ拘らず冥々の間其の軽蔑しつゝある新聞紙の爲ニ勸化せらるゝなり 然らバ信濃日報の主義ハ如何、其の思想ハ如何 余ハ先づ之を論せ

ざるべからず 然れ共余ハ之を論することを躊躇せざるを得ざるなり 何となれば今の主筆呑海先生ハ一種の新聞政略の爲ニ明々白々其の新聞紙として主持する主義思想を吐露することをせされハなり 彼れ既ニ自ら進て吐露せざる所のものニ向て余が余リニ穿鑿を企つるハ心ニ面白ろからぬ思あれハなり 先生或ハ謂ハん 我が日報ハ既ニ明々白々ニ主義を發表せり 汝知らずや自由平等博愛是れ我ニ我カ主義なるを我カ生命なるをと。然り余も幾度カ其の説教を拝聴せり 去れど其の極致ニ至てハ未だ曾て聴聞するの榮を得ず 若し我カ日本帝国の前途ニ向て如何ニ自由平等博愛主義を實行せんと欲するか世界万国と我國との關係ニ於て如何ニ之を現実ニせんかとの事実問題ニ至りてハ蓋し先生の伶俐なる忽ち一洪笑の裡ニ之を埋葬せんとするならん 然らバ是れ先生と膝付き合ハせて論すべし 他人の前ニ言ふべきニ非ず

ア、余既ニ不幸ニして信濃日報の大主義大思想ニ向て評論するの自由を失せり 成し得る所ハ只だ文章

の一区域のみ

偕て余ハ茲ニ至て少しく言葉を改めざるべからず

余ハ今まで信濃日報と呼び来れり 然れ共既ニ論議すべき区域ニして『文章』の一事ニ限らるゝよりハ是れ団体なる信濃日報と言ハんより個人的なる筆者其の人を指するの真截なるを信ず 去らバ余が信濃日報の文章を論すと云ふハ則ち主筆呑海大先生の文章を論すと云ふニ外ならずと知るべし

夫れ呑海先生ハ備前ハ岡山の人なり 秋月深雪嬢と其の生地を同ふす 先生の詩趣ニ富む豈ニ因縁なしとせんや 而して朝顔日記か到底喜劇ニ畢ハリし如く先生も亦た常ニ樂天的思想ニて在ハするなり 余ハ先生ニ依りて未だ大々の論難攻撃の文章を拝見せず 其の政治的論文の如き八方美人ニ引き換へて所謂『八ツあたり』なるもの、然かも小姑が兄の妻君ニあたるが如く奥歯二物のはさまりたる如く『キツパリ』したる所なきが為ニ〔以下欠〕

204501-204504

〔今より後余輩が論議せんとする所〕



今より後余輩が論議せんとする所果して何物ぞ 進歩主義か保守主義か個人的放任か社会的平等か兵權の擴張か世界の平和か迂儒の腐説か書生の空言か 是れ余輩か自ら知らざる所挙げて聰明なる諸君の批

[今より後余輩が論議せんとする所]

判に一任せん 然れ共余輩窃に謂へらく余輩の言ふ所常ニ社会の風潮一般の傾向と相容れざるものあらんと 然り而して余輩の敢て筆を執て文界に馳驅せんと決したる所以のもの実ニ余輩の所信立場が他と相容れざるに基かずんばならず 若し社会の言ふ所、信ずる所ニして余輩の意向ニ適合せんか 余輩何を苦んでまた手慣れぬ筆硯ニ従事するを要せんや 正さニ田畝の間ニ悠々自適して以て天然の封を保つを祈るあるべきのみ 只だ夫れ然らず 茲ニ於てか山ニ獵りし河ニ漁り終日采々として消磨したる余力を鼓して破窓の風に音するの下独り兀然として暗燈を掲げて秃筆を駆るの必要を見る かるが故ニ余輩ハ元より當世を讚美せんと欲するものニ非ず また社会の歡迎ニ接せんと欲するものニ非ず 我ハ汝等を慰めんとして来れるニ非ず 劍を與へんとして来れるなりとの古聖の言ハ実ニ余輩の意を得たるものと言ふべし 然れ共翻て考ふれば天下の廣き人家の多き何ぞ必ずしも余輩と意気相投合するの士ありて潜伏するなしと言はんや 若し此の如き人士草藁の間ニ

起ちて以て余輩の意を賛するあらば何物の幸福か之ニ如かんや 故ニ余輩が今回の企図たるや一面ニ於てハ天下の氣運を試験せんとの意味を含みますんばならず 蓋し余輩ハ當世ニ絶望するニ非るなり 前途ニ希望を有つが故に目前の毀譽褒貶を顧みさすれ共同志を天下ニ得て早く其の日の来らんを望むの一事ニ至りてハ余輩の心頭將ニ殆と沸狂せんとするものあるなり 若し学者の言を聴かんと欲するの人あるか 余輩の無学なる遂ニ之を充たす能ハざるなり 乞ふ去て所謂學者先生なるもの、講座ニ行け 変現出沒の權謀術数を聴かんと欲するか 余輩の無謀なる遂ニ之を充たす能はざるなり 乞ふ幸ニ所謂策士政略家なるもの、門を叩け又た若し金錢を得て豪侈を誇らんと欲するの人あるか 余輩の知る所ニ非るなり 余輩ハ元と野人のみ 只た一片の所信あり 胸底深く蹲まりて制して遂ニ制すべからず 余輩の為し得る所ハ則ち此の凝結して解くべからざるの氷心を以て之を僅かニ筆端ニ現ハすニ過ぎず 余輩の前途ハ花咲

き鳥謳ふの和楽なるものに非ず 黒雲天を掩ふて寒風骨ニ徹するの感ありを免れず 然れ共黒雲重畳たるの背後ニハ赫々たる太陽ハ変はらぬ光明を放ち居るニ非すや

文章を以て末枝なりと云ふハ是れ反動的僻論のみ決して適論ニあらざるなり 四海波静かニして庶民只だ宴安を事とする時ニ当たりてハ文字ハ消閑のすさびニ陥り多くの無意味なる文字を綴りて徒らニ浮華を競ふニ至るべし 然れ共一旦黒雲東山の頂ニ現ハれ暴風雨を送りて怒涛巨巖ニ吼ふるニ及びなバ〔以下欠〕

204601-204608

〔露西亞が南の方〕



露西亞が南の方、歐亞兩大洲を席卷せんとする宿望はジリ、くくと成効して彼れが黒雲の如き巨腕ハ既に我が日本の頭上ニ臨みてあり 彼れが南下の三方口を見るに其の地中海及び印度洋ニ於ける二方面は歐羅巴諸国との均勢の爲めに制せられて容易に其の目的を達すること能ハざるニ引き替へ太平洋面の一道ニハ些少の障害をも受くることなく鷲号の大旗を北風ニ翻へして揚々濶歩し来るを見よ。

彼れハ既ニ徳川氏の末ニ於て我か北門を擾し明治の初年ニ於て樺太、千嶋の交換ニて相衝り而して日清戦争の局を結ぶを窺ひて遂ニ大ニ我れを侮辱せり

支那朝鮮今や既ニ彼れが翼下ニ蔽ハれて其の鋭嘴ハ正ニ我を啄まんとす 此の時ニ當りて平然として日露協商を説くもの余輩の解し得ざる所なり

今ま我か一般国民の感情を察するニ朝鮮を輕蔑し支那を惡み而して露西亞ニ対してハヒタすらニ畏れおの、くを見る 畏るべきものハ畏れて可なりと雖も其の畏るべきが故ニ我が執るべき道ハ阿媚平服の外なしと思ふものあらば言ハん方なき大愚と言ふべし

偕ても我が新内閣ハ何の道を以て此の鷲を遇せんと欲するや

世人曰く外交の要ハ自国の利害ニ応するニ在りと

余輩ハ必ずしも之を否まざるべしと雖も所謂利害テフ文字ハ時に人をして眼前一時の安否ニのみ走らしむる傾きあるが故ニ余輩ハ寧ろ他の言語を仮りて原則を建つるの優れるを信ず 然り而して余輩が謂ふ所の原則なるものハ必ずしも外交上ニ於ける原則のみニ非ず 又た必ずしも政治上ニ於けるもののみニ非ずして実ニ人道の原則を言ふなり 人道の原則とハ何ぞや 『正義』是れなり

露西亞が終局の目的ハ世界的君主專制政治の建設ニして彼れが内治外交ハ一ニ此の永世的なる目的より割り出し来るものなり 彼れ此の目的ニ進むの道ニ於てハ何物とも親和することあるべし 相提携することあるべし 去れど彼れと親和し提携するを以て自ら安然なりと思ふものあらば是れ猶ほ屠場ニ牽かる、牛が屠夫を載せて走るを以て我れ屠夫の歛心を得たりと安んずるが如し 其の成るべく屠夫を歛ば

しめんとて疾走するハ即ち自ら死所ニ急ぐ所以なるのみ。夫れ露西亜の目的ニして世界各国の滅亡ニ在りとせば世界各国たるもの亦た正ニ此の究局の敵ニ對する永久的の方策を講せざるべからず 而して我れ怠れば彼れ必ず侵犯し來るものとすれば寧ろ我れより進て彼を滅亡するニ如かさるなり

若し露國の執る所ニして正義ニ適ひなば余輩ハ当ニ世界各国ニ勸めて速かニ彼れが前ニ降服せしむべしと雖も彼の心ハ即ち惡魔の心ニして彼ハ平和を破り平等を害し自由を亡ぼし正義の光を滅せんと欲するものなり 夫れ各國民たるもの単ニ自家の存在を計るの外尚ほ正義の實行伸暢の責任を有することを悟りなば何ぞ進て惡魔降服の大計畫を為さるや 是れ各國民の義務なり 故ニまた我が日本國民の義務なり 外交政策の根本ハ則ち此ニ在りて存す

高利貸しが債務者をして無理ニも我が意ニ従ハしむるの秘訣ハ露國能く之を解するが故ニ支那朝鮮ニ對してハ金轡を以て自由自在ニ之を制御せんと企てたり 而して支那朝鮮皆な既ニ其の手に乗りて自ら悟

らず却て頼母しき救済主と拝し奉るが如し 此の勢を助長して根張り枝繁るニ及びてハ実ニ天下の大事となるべし 敵をして充分ニ其の陣立てを成さしめて以て自ら苦悶するハ是れ所謂宋襄の仁なるものニして真ニ大義の旨を得たるものニ非ず 而して今や世界各国ハ却て露國の歡情を買ハんとして汲々相競ふの状あるハ實ニ奇怪千万と云ハさるべからず

君主的政治を圍護するものハ間接ニ露國の侵略の準備をなすものなり 故ニ余輩ハ世界の重望を負へる日耳曼國ニ於て少壯皇帝が君主權の擴張ニ努むるが如きハ甚だ忌ハしき事と信するなり 又た夫の仏蘭西の如きハ現ニ共和政治を維持すとハ言ひながら其の民輕慄ニして主持する所なく加之感情極めて専制を喜ふものあるが故ニ其の曾てナポレオンを謳歌せる仏國民が再び鷹揚ニして堂々たる大專制君主を歓迎するが如きことなきを保せんや 余輩ハ仏國の露國ニ傾くハ經濟上の關係のみならず政治上の關係のみならず其の國民の性情ニ於て然るべきものあるを信し且つ之を以て極めて危險至極のものとして信するな

り  
我が日本の政体ハ伝來の君主制的なりと雖も今や政治の主義精神は則ち民主的ニ在リ 是れ上御一人より下万民ニ至る総ての信仰なり 然れ共時ニ往々君主独裁政治の野風を囲懷し我が当然の進歩ニ対して心大ニ不平を抱くもの決してなきニ非ず 此等の輩ハ寧ろ露國的の専制に随喜の涙を流すものニして若し世界各国が相聯結して正義文明の爲めニ一露國を敵とするの時ニ際しなば必ず我が日本をして露國の味方となり露國の爲めに正義の軍旗ニ発砲せしめんとするならん 世人ハ常ニ極端の場合を假想するを嫌ふと雖も極端の場合ニ於てこそ人の真正なる信仰思想ハ著ハるゝものなれ 故ニ余輩ハ寒ニもあらず熱ニもあらず毒ニも藥ニもならぬ曖昧なる方法を以て我が國民を教訓することの大誤謬たるを確信す 我が自由平等の思想、民主的信念ハ美ニ欧米の政治文学の援助ニよりにて發達したりものなるに今や本家なる彼の國ニ於て却て此の思想信念の退衰せんとするものあるを見る 我が國民たるもの須く彼れニ受く

る所のものを以て之を彼ニ酬ひ更らニ自ら奮て此の思想信念の大擁護者となり是れをして最後の勝利を獲せしむるの大勇士たるを期すべきなり  
亜米利加合衆國は根本より民主的ニ組織せられ露西亞は神權的君主独裁の權化なり 此の兩國が代表する兩個の思想は到底衝突すべきものなると共ニ世界諸國は是非共此の兩軍の孰れかニ属する所を定めざるべからず 之を既往の歴史に徴するニ露國が外邦の民を化して神權的勢力の下ニ心服せしむるの伎倆ハ甚だ恐るべしと雖も其の大ニ發達せる自由平等博愛の文明を破壊して之を棄風ニ退化せしめんことハ終に能ふまじき所なり 余輩ハ正ニ此の事を信するなり 然れ共是れ究局の事なり 其の或る短かき時問ニ於て政治文学教育の力を以て此の進歩の大勢ニ抗し以て露國ニ対する厚情を抱かしむるの細工ハ必ずしも成し難きことニ非るなり 而して是れ君主政体の國ニ於て最も成し易き所なるが故に余輩ハあらゆる君主國特に我が日本ニ於ける政治家識者の警戒を呼ばんとして禁すること能ハざるなり

我が国民ハ支那を卑し且つ之を惡む 支那も亦た我を卑し且つ之を惡む 特ニ日清戦争以後二於て互ニ其の度を高かめたるが如し 今や支那ハ露国の恩ニ感し露国の力を頼み是れニ依りて以て重しとなすと雖も余輩ハ此の如くニして経過しなば支那ハ到底露国の支店たるニ至らんことを恐る 朝鮮の如き元より言ふニ足らざるなり 然り而して支那豈ニ識者之を洞察するものなからざらんや 苟も支那ニして此を覺りなば彼ハ更ニ其の必然來るべき滅亡より己を救はんとして援助を四方ニ求むべきなり 余輩ハ支那をして露国の爪より脱せしむることの必要なを信ず 之を救はんことハ我が独力の得て能ふ所ニあらず 宜しく世界的排露同盟の力ニ拠るべきなり 而して是れが同盟の主動力としてハ必ず我が国をして其の第一位ニ居らしめざるべからず 是れ我が国民の覚悟を要する所なり 若し夫れ此の大快挙の爲めニ円滑なるを得るとならバ我国たるもの成し得る限りを尽くして支那を慰励するを躊躇すべからず 日清戦争の償金を挙げて之を返還するも可なり

り 台湾をして彼の版圖ニ復せしむるも亦た可なり 此の時ニ及て之をなす 寧ろ我れの光徳を添ふべきも何ぞ威嚴を損するの憂慮あらんや 此の永遠ニして大局の考慮を欠きて徒らニ外交を説く 余輩ハ到底兒戲ニ過ぎざるを信するなり 人或ハ理想を以て詩人の專有となす 是れ大なる誤なり 理想豈ニ詩人の專有ならんや 政治家ニして理想なき何を以て主義あるを得んや 政策あるを得んや 国民の重望ニ酬ゆる所あるを得んや

早稲田大学文学学術院所蔵

木下尚江資料集

第一集「論說草稿」

二〇一〇年二月一〇日 印刷

二〇一〇年二月一五日 発行

発行所 早稲田大学国際日本文学・文化研究所

一六二―八六四四 東京都新宿区戸山一―二四―一

早稲田大学文学学術院内（代表・中島国彦）